

## 令和6年度実施施策に係る政策評価書（案）

|                 |       |     |
|-----------------|-------|-----|
| 公 文 書 管 理       | ..... | 1   |
| ア イ ヌ 施 策       | ..... | 18  |
| 原 子 力 災 害 対 策   | ..... | 32  |
| 経 済 安 全 保 障     | ..... | 50  |
| 食 品 健 康 影 響 評 価 | ..... | 67  |
| 日 本 学 術 会 議     | ..... | 82  |
| 官 民 人 材 交 流     | ..... | 102 |



# 内閣府本府政策体系に掲げる 令和6年度実施施策に係る 政策評価書(1年目評価)

|                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| 政策名             | 公文書管理                   |
| 施策名             | 公文書管理の適正な実施             |
| 担当部局・<br>作成責任者名 | 大臣官房 公文書管理課<br>課長 坂本 真一 |
| 評価実施時期          | 令和7年8月                  |

# ロジックモデル

評価期間: 令和6年度～令和10年度

## 解決すべき問題・課題

公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図ることで、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の諸活動を現在及び将来の国民に説明できるようにする。

## 施策の概要

行政機関等において公文書管理法に基づく適正な文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書等の確実な移管や適切な保存及び利用等がなされるようにする。

### 事業の概要(アクティビティ)

公文書管理制度の適正な運用

【インプット】  
公文書等管理政策経費: 0.9億円

特定歴史公文書等の保存・利用の促進

【インプット】  
国立公文書館運営経費  
(〔独〕国立公文書館運営費  
交付金含む): 26.0億円

新たな国立公文書館施設の整備

【インプット】  
新たな国立公文書館施設整備費: 35.8億円

### 活動実績(アウトプット)

公文書管理法等に基づく適正な文書管理の支援 ①②

行政文書等の適正な管理の実施 ③④

特定歴史公文書等の適切な保存・利用請求への対応 ⑤⑥⑦

新たな国立公文書館の円滑な建設の実施

### 中目標(アウトカム)

国民が国及び独立行政法人等の行政文書等を円滑に利用できるよう適切に保存されている

国立公文書館の利用者数の増加 ⑧⑨⑩

### 施策目標(インパクト)

行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の諸活動について現在及び将来の国民が認識できる

### 【測定指標(参考指標)】

- ①研修の実施回数(行政機関・独法)(参考指標)
- ②研修の参加職員数(行政機関・独法)(参考指標)
- ③保存期間満了後の措置の設定状況(行政機関・独法)(測定指標)
- ④行政文書電子化割合(参考指標)
- ⑤特定歴史公文書等の所蔵件数(参考指標)

- ⑥展示会開催日数(参考指標)
- ⑦目録公開数(参考指標)
- ⑧国立公文書館展示会入場者数(測定指標)
- ⑨デジタルアーカイブズの総PV数(測定指標)
- ⑩利用請求件数(参考指標)

※●は測定指標、○は参考指標を表す

## 評価期間中の取組

## 評価期間中の取組に対する分析

## 今後の方向性

### 公文書管理制度の適正な運用

- ・適正な公文書管理の確保のため、文書管理責任者等を対象とする研修の実施や、研修教材の見直しを行う。(平成24年度～)
- ・公文書管理に関する諸課題について有識者の議論も踏まえた上で幅広く調査検討を実施(平成20年度～)

・行政機関職員への研修の実施、e-ラーニング教材の改訂・配布など、公文書管理制度全般の理解を深める施策を行った。各行政機関における行政文書の管理状況の報告については、令和7年秋頃に取りまとめ、公表予定。(保存期間満了後の措置の設定状況については、令和7年9月に暫定値算出予定。)

・新たな国立公文書館の在り方の検討も含め、より充実した公文書管理の在り方の議論に資するよう、国内外の調査を実施した。

引き続き、行政機関職員への研修等を実施するとともに、行政機関等の公文書管理の状況を把握し、国立公文書館の運用等も含めた適切な公文書管理に資するテーマに基づく調査等を行う。

【保存期間満了後の措置の設定状況(行政機関・独法)】

行政機関98.8%、独法95.4%  
(基準年度: R5年度)

集計中(暫定値令和7  
年9月確定予定)  
(R6年度実績値)

前年度比増  
(目標値)

### 特定歴史公文書等の保存・利用の促進

特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること、行政機関からの委託を受けた行政文書の保存、歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供、歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言等を行う。(平成13年度～)

・令和6年度は約172万7500冊について、保存に必要な措置を施した上で、特定歴史公文書等の目録の公表を実施した。さらに、国立公文書館が保存する特定歴史公文書等を広く一般の利用に供するため、インターネットにより所蔵資料を検索し、閲覧できるデジタルアーカイブを約47万冊提供した。国立公文書館の保存する特定歴史公文書等について、国民のニーズ等を踏まえた展示会を実施(開催日数は334日)した。その結果、展示会入場者数、デジタルアーカイブズの総PV数はいずれも前年度比増となっており、特定歴史公文書等の利用の促進という観点から、有効な取組であったと思慮。

・新たな国立公文書館の建設については、建設工事の調達を行い、開館に向けて順調に進捗している。

引き続き、特定歴史公文書等について、保存・利用に必要な措置を適切に行い、また、デジタル化を推進することで利用の促進を図るとともに、魅力的で質の高い展示会を開催することで、入場者数等の増加に努める。

### 新たな国立公文書館施設の整備

平成29年度に策定した基本計画を踏まえ、令和元年度に基本設計、令和3年度に実施設計をそれぞれ完成し、令和6年度以降に建設工事に着手予定であるなど、施設整備を進めている。引き続き、早期の開館を目指し、施設整備を進める。(平成30年度～)

引き続き、令和11年度末の開館を目指し、施設整備を進める。

【国立公文書館展示会入場者数】

36,715人  
(基準年度: R5年度)

40,631人  
(R6年度実績値)

前年度比増  
(目標値)

【デジタルアーカイブズの総PV数】

9,180,783PV  
(基準年度: R5年度)

9,675,321PV  
(R6年度実績値)

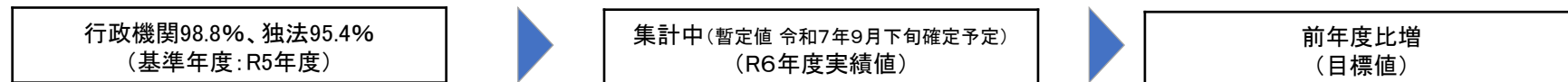
前年度比増  
(目標値)

# 事前分析表(概要)

評価期間: 令和6年度～令和10年度

|          |                                                                                                                                                                                                    |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策名      | 公文書管理の適正な実施                                                                                                                                                                                        |
| 施策目標     | 行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の諸活動について現在及び将来の国民が認識できる。                                                                                                                                       |
| 中目標1     | 国民が国及び独立行政法人等の行政文書等を円滑に利用できるよう適切に保存されている                                                                                                                                                           |
| 現状・課題    | 公文書管理の制度の検討を行うに当たっては、デジタル化の進展や公文書の利用に対するニーズの多様化という潮流も踏まえる必要がある。また、新たな国立公文書館が、国の歴史の象徴としてふさわしく、世界に誇れる施設として運営されるよう、機能や体制の段階的な整備を早急に進める必要があるとの要請を「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟」から受けている。             |
| 令和6年度の取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各行政機関から報告を受けたレコードスケジュール設定状況について専門家の知見を活用しながら内容を確認</li> <li>・各行政機関における行政文書の管理状況の報告の取りまとめ、概要の公表</li> <li>・公文書管理に関する諸課題について有識者の議論も踏まえた上で幅広く調査検討を実施</li> </ul> |

## 【保存期間満了後の措置の設定状況（行政機関・独法）】



## 【行政文書電子化割合】



## 【研修の実施回数（行政機関・独法）】



## 【研修の参加職員数（行政機関・独法）】



# 事前分析表(概要)

評価期間: 令和6年度～令和10年度

|          |                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策名      | 公文書管理の適正な実施                                                                                                                                                                                                                                        |
| 施策目標     | 行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の諸活動について現在及び将来の国民が認識できる。                                                                                                                                                                                       |
| 中目標2     | 国立公文書館の利用者数の増加                                                                                                                                                                                                                                     |
| 現状・課題    | 我が国の国立公文書館は、諸外国に比べると、施設や機能、体制において見劣りし、その役割を十分に果たせておらず、また、既存の施設における書庫が満架となっている現状を踏まえ、新たな国立公文書館を建設する必要がある。また、独立行政法人国立公文書館は、国立公文書館法に基づき、特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図ることとされており、特に、国民本位の公文書館として、広く一般による利用を促進することが課題となっている。 |
| 令和6年度の取組 | ・特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること、行政機関からの委託を受けた行政文書の保存、歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供、歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言等の実施。<br>・平成29年度に策定した基本計画を踏まえ、令和元年度に基本設計、令和3年度に実施設計をそれぞれ完成し、令和6年度以降に建設工事に着手予定であるなど、施設整備を進めている。引き続き、早期の開館を目指し、施設整備を進める。                    |

## 【国立公文書館展示会入場者数】

|                         |   |                      |   |                |
|-------------------------|---|----------------------|---|----------------|
| 36,715人<br>(基準年度: R5年度) | ▶ | 40,631人<br>(R6年度実績値) | ▶ | 前年度比増<br>(目標値) |
|-------------------------|---|----------------------|---|----------------|

## 【デジタルアーカイブズの総PV数】

|                             |   |                          |   |                |
|-----------------------------|---|--------------------------|---|----------------|
| 9,180,783PV<br>(基準年度: R5年度) | ▶ | 9,675,321PV<br>(R6年度実績値) | ▶ | 前年度比増<br>(目標値) |
|-----------------------------|---|--------------------------|---|----------------|

## 【利用請求件数】

|                        |   |                                    |
|------------------------|---|------------------------------------|
| 3,083件<br>(基準年度: R5年度) | ▶ | 集計中(暫定値 令和7年9月下旬確定予定)<br>(R6年度実績値) |
|------------------------|---|------------------------------------|

## 【特定歴史公文書等の所蔵件数】

|                            |   |                                    |
|----------------------------|---|------------------------------------|
| 1,701,237件<br>(基準年度: R5年度) | ▶ | 集計中(暫定値 令和7年9月下旬確定予定)<br>(R6年度実績値) |
|----------------------------|---|------------------------------------|

## 【展示会開催日数】

|                      |   |                   |
|----------------------|---|-------------------|
| 338日<br>(基準年度: R5年度) | ▶ | 334日<br>(R6年度実績値) |
|----------------------|---|-------------------|

## 【目録公開数】

|                            |   |                         |
|----------------------------|---|-------------------------|
| 1,678,994冊<br>(基準年度: R5年度) | ▶ | 1,727,498冊<br>(R6年度実績値) |
|----------------------------|---|-------------------------|

|         |                                          |
|---------|------------------------------------------|
| 中 目 標 1 | 国民が国及び独立行政法人等の行政文書等を円滑に利用できるよう適切に保存されている |
| 測定指標1   | 保存期間満了後の措置の設定状況(行政機関・独法)                 |

### 測定指標の選定理由

公文書管理法では、歴史資料として重要な文書ファイル等が確実に移管されるようにするため、内容を最も熟知する作成者等が移管又は廃棄の判断に関与できるようにすることを目的とし、保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間満了時の措置を定める(レコードスケジュールの設定)こととしている。レコードスケジュールの設定割合を安定的に高水準で維持することは、歴史公文書等の確実な移管を推進するものと考えられるため。

|               |                                  |              | R6年度                  | R7年度  | R8年度  | R9年度  | R10年度 |
|---------------|----------------------------------|--------------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値<br>(目標年度) | 前年度比増                            | 年度ごとの<br>目標値 | 前年度比増                 | 前年度比増 | 前年度比増 | 前年度比増 | 前年度比増 |
| 基準値<br>(基準年度) | 行政機関98.8%、<br>独法95.4%<br>(令和5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 暫定値<br>令和7年9月<br>確定予定 |       |       |       |       |

### 目標標(値・年度)の設定根拠・ 実績値の把握方法

引き続きレコードスケジュールの設定割合を安定的に高水準で維持することが重要であることから、目標を前年度比増と設定。

「公文書等の管理等の状況について」により把握。

|         |                                          |
|---------|------------------------------------------|
| 中 目 標 1 | 国民が国及び独立行政法人等の行政文書等を円滑に利用できるよう適切に保存されている |
| 参考指標1   | 行政文書電子化割合                                |

参考指標の選定理由

「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成31年3 月25日内閣総理大臣決定)において、今後作成する行政文書 は、電子媒体を正本・原本として体系的に管理することを基本としているため。

|               |                  |              | R6年度                  | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|------------------|--------------|-----------------------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 43.5%<br>(令和5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 暫定値<br>令和7年9月<br>確定予定 |      |      |      |       |

参考指標(値・年度)の  
実績値の把握方法

「公文書等の管理等の状況について」により把握。

|         |                                          |
|---------|------------------------------------------|
| 中 目 標 1 | 国民が国及び独立行政法人等の行政文書等を円滑に利用できるよう適切に保存されている |
| 参考指標2   | 研修の実施回数(行政機関・独法)                         |

### 参考指標の選定理由

公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識・技能の習得・向上に当たっては研修の実施が必要なため。

|               |                                           |              | R6年度                  | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|-------------------------------------------|--------------|-----------------------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 行政機関:<br>56,658回<br>独法: 3,642回<br>(令和5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 暫定値<br>令和7年9月<br>確定予定 |      |      |      |       |

### 参考指標(値・年度)の 実績値の把握方法

「公文書等の管理等の状況について」により把握。

|         |                                          |
|---------|------------------------------------------|
| 中 目 標 1 | 国民が国及び独立行政法人等の行政文書等を円滑に利用できるよう適切に保存されている |
| 参考指標3   | 研修の参加職員数(行政機関・独法)                        |

### 参考指標の選定理由

公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識・技能の習得・向上に当たっては研修の実施が必要なため。

|               |                                               |              | R6年度                  | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|-----------------------------------------------|--------------|-----------------------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 行政機関:<br>1,210,706人<br>独法:181,568人<br>(令和5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 暫定値<br>令和7年9月<br>確定予定 |      |      |      |       |

### 参考指標(値・年度)の 実績値の把握方法

「公文書等の管理等の状況について」により把握。

|         |                |
|---------|----------------|
| 中 目 標 2 | 国立公文書館の利用者数の増加 |
| 測定指標2   | 国立公文書館展示会入場者数  |

### 測定指標の選定理由

国立公文書館の訪問者数は、国立公文書館の利用状況を測る指標として適当であると考えするため。

|               |                    |              | R6年度               | R7年度  | R8年度  | R9年度  | R10年度 |
|---------------|--------------------|--------------|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値<br>(目標年度) | 前年度比増              | 年度ごとの<br>目標値 | 前年度比増              | 前年度比増 | 前年度比増 | 前年度比増 | 前年度比増 |
| 基準値<br>(基準年度) | 36,715人<br>(令和5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 40,631人<br>令和5年度比増 |       |       |       |       |

### 目標値(値・年度)の設定根拠・ 実績値の把握方法

国立公文書館の訪問者数が年々高まっていくことが望ましいことから、目標を前年度比増と設定。

国立公文書館において集計。

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 中 目 標 2 | 国立公文書館の利用者数の増加  |
| 測定指標3   | デジタルアーカイブズの総PV数 |

### 測定指標の選定理由

国立公文書館の所蔵資料の一部は、ホームページ上に公開しているデジタルアーカイブズでも閲覧できるため。

|               |                        |              | R6年度                   | R7年度  | R8年度  | R9年度  | R10年度 |
|---------------|------------------------|--------------|------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値<br>(目標年度) | 前年度比増                  | 年度ごとの<br>目標値 | 前年度比増                  | 前年度比増 | 前年度比増 | 前年度比増 | 前年度比増 |
| 基準値<br>(基準年度) | 9,180,783PV<br>(令和5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 9,675,321PV<br>令和5年度比増 |       |       |       |       |

### 目標値(値・年度)の設定根拠・ 実績値の把握方法

デジタルアーカイブズの閲覧数が年々高まっていくことが望ましいことから、目標を前年度比増と設定。  
国立公文書館において集計。

|         |                |
|---------|----------------|
| 中 目 標 2 | 国立公文書館の利用者数の増加 |
| 参考指標4   | 利用請求件数         |

### 参考指標の選定理由

デジタルアーカイブズで公開していない国立公文書館所蔵資料を閲覧したい場合には利用請求を行う必要があるため。

|               |                   |              | R6年度                  | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|-------------------|--------------|-----------------------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 2,857件<br>(令和5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 暫定値<br>令和7年9月<br>確定予定 |      |      |      |       |

### 参考指標(値・年度)の 実績値の把握方法

「公文書等の管理等の状況について」により把握。

|         |                |
|---------|----------------|
| 中 目 標 2 | 国立公文書館の利用者数の増加 |
| 参考指標5   | 特定歴史公文書等の所蔵件数  |

### 参考指標の選定理由

国立公文書館が所蔵する資料件数を把握することは、国立公文書館の利用者数の増加を測る上で基礎となるアウトプットであると考えするため。

|               |                       |              | R6年度                  | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|-----------------------|--------------|-----------------------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 1,701,237件<br>(令和5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 暫定値<br>令和7年9月<br>確定予定 |      |      |      |       |

### 参考指標(値・年度)の 実績値の把握方法

「公文書等の管理等の状況について」により把握。

|         |                |
|---------|----------------|
| 中 目 標 2 | 国立公文書館の利用者数の増加 |
| 参考指標6   | 展示会開催日数        |

### 参考指標の選定理由

国立公文書館の展示会開催日数を把握することは、国立公文書館の訪問者数を測る上で基礎となるアウトプットであると考えたため。

|               |                 |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|-----------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 338日<br>(令和5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 334日 |      |      |      |       |

### 参考指標(値・年度)の 実績値の把握方法

国立公文書館において集計。

|         |                |
|---------|----------------|
| 中 目 標 2 | 国立公文書館の利用者数の増加 |
| 参考指標7   | 目録公開数          |

### 参考指標の選定理由

目録公開数を把握することは、国立公文書館における利用請求件数を測る上で基礎となるアウトプットであると考えするため。

|               |                       |              | R6年度       | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|-----------------------|--------------|------------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 1,678,994冊<br>(令和5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 1,727,498冊 |      |      |      |       |

### 参考指標(値・年度)の 実績値の把握方法

国立公文書館において集計。

(1) 参考となる情報

○経済財政運営と改革の基本方針2024

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

6. 幸せを実感できる包摂社会の実現

(2) 安全・安心で心豊かな国民生活の実現(文化芸術・スポーツ)

国立公文書館の新館開館に向けた機能強化等を進める。

(2) 施策に関連する主な内閣府事業(開始年度)

- ・公文書管理推進経費(平成24年度)
- ・国立公文書館の展示・運営の在り方等に関する調査検討経費(平成20年度) 0001
- ・新たな国立公文書館施設の整備に必要な経費(平成30年度) 0151
- ・独立行政法人国立公文書館運営費交付金に必要な経費(平成13年度) 0152

(3) 施策に関連する主な他省庁の事業

特になし

# 政策評価書(旧施策)

政策名／施策名: 公文書管理制度の適正かつ円滑な運用

評価期間: 令和元年度～令和5年度

## 旧施策の実績・実施状況

### 【公文書管理推進経費に係る事業について】

政府の公文書管理制度を所管する立場から、各行政機関におけるレコードスケジュールの早期設定を促すとともに、設定状況を確認するため、以下の業務を実施した。

- ・手順に基づき各行政機関から報告を受けたレコードスケジュール設定状況について専門家の知見を活用しながら内容を確認。
  - ・各行政機関における行政文書の管理状況の報告の取りまとめ、概要の公表。
- 上記の業務や状況報告を通じ、各行政機関における公文書管理の質の向上を図り、行政文書等の適正な管理及び公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を推進した。

### 【国立公文書館の展示・運営の在り方等に関する調査検討経費に係る事業について】

公文書管理に関する諸課題を毎年度設定し、当該課題について民間企業や諸外国等の実態調査を行い、それぞれのベストプラクティスを踏まえ、日本の公文書管理制度の在るべき姿の検討に活用。本事業を通じ、公文書管理に関する諸課題について有識者の議論も踏まえた上で幅広く調査検討を行い、報告書にまとめた。

また、新たな国立公文書館の建設に向けて、令和3年5月には「新たな国立公文書館建設に係る実施設計」を取りまとめ、建物についての方向性が示された。令和3年度から開催している「魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する検討会」において、展示・運営の在り方について検討を進めた。

## 旧施策の評価結果

### 【公文書管理推進経費に係る事業について】

令和5年度のレコードスケジュール設定割合については、達成目標の97.8%を上回る98.8%となっており、左記施策は有効であったと思慮する。

※行政機関における研修の受講者数については、増加傾向。

(令和元年度: 970,672人→令和5年度: 1,210,706人)。

### 【国立公文書館の展示・運営の在り方等に関する調査検討経費に係る事業について】

新たな国立公文書館について、令和3年5月には実施設計をとりまとめた。また、令和4年度は、展示と運営の在り方を検討する検討会での議論を加速させ、ソフト面の検討及び必要な調査を行った。令和5年度は有識者検討会での議論を加速させ、必要な調査及び展示等の在り方の検討を行い、検討会の取りまとめを踏まえて政府において「新国立公文書館展示基本計画」を決定した。このようにして、新館会館に向けた準備を順調に進めた。



# 内閣府本府政策体系に掲げる 令和6年度実施施策に係る 政策評価書(1年目評価)

|                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| 政策名             | アイヌ政策                |
| 施策名             | アイヌ施策の推進             |
| 担当部局・<br>作成責任者名 | アイヌ施策推進室<br>参事官 藤田 望 |
| 評価実施時期          | 令和7年8月               |

# ロジックモデル

## 解決すべき問題・課題

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めること

評価期間: 令和6年度～令和10年度

## 施策の概要

アイヌ施策推進法により政府が定めるアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針等に基づき、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画に基づく事業の実施のため、アイヌ施策推進交付金を交付することにより、アイヌ施策の推進に必要な市町村の取組を促進する。

## 事業の概要(アクティビティ)

## 活動実績(アウトプット)

## 中目標(アウトカム)

## 施策目標(インパクト)

アイヌ施策推進地域計画に基づき、認定市町村が実施するもので、文化振興事業、地域・産業振興事業、コミュニティ活動支援事業に交付金を交付

交付対象市町村の交付申請に基づき交付金を交付

(交付金対象事業)

○文化振興事業

- ・伝統的なアイヌ文化の場の再生支援
- ・アイヌ文化の体験交流

○地域・産業振興事業

- ・アイヌ文化関連の観光プロモーション事業
- ・アイヌの観光振興、コミュニティ活動支援のためのバス運営
- ・アイヌ文化のブランド化推進
- ・木工芸品等の材料供給システムの整備

○コミュニティ活動支援事業

- ・アイヌの人々と地域住民との交流の場の整備
- ・アイヌ高齢者のコミュニティ活動への支援
- ・アイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習支援

②③

- ・アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発
- ・アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備

①④⑤⑥

(交付金)

- ・アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発
- ・アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備

(アイヌ政策全体)

アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現

## 【測定指標(参考指標)】

①交付金対象事業について市町村が設定した共通的な成果目標(5項目)の達成割合  
【共通的な成果目標(5項目)】

- 文化振興事業
  - ・文化保存継承事業参加者数
  - ・体験交流事業参加者数
- 地域・産業振興事業
  - ・アイヌ関連観光施設利用者数
  - ・バス利用者数
- コミュニティ活動支援事業
  - ・生活館利用者数

②国から交付金を交付した市町村数

③交付金の交付対象となった事業数

④交付金対象事業について市町村が設定した成果目標の達成割合

⑤交付金対象事業完了後のアンケート調査において市町村が具体的な事業成果(進展)があったと評価した事業の割合

⑥世論調査におけるアイヌ文化等に接したことがある割合

【インプット】  
アイヌ施策推進交付金:  
20億円

※●は測定指標、○は参考指標を表す

## 評価期間中の取組

アイヌ施策推進法により政府が定めるアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針等に基づき、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画に基づくアイヌ施策の推進に必要な事業（文化振興事業、地域・産業振興事業、コミュニティ活動支援事業）に対して交付金を交付

交付金対象事業について市町村が設定した共通の成果目標（5項目）の達成割合

【共通的な成果目標（5項目）】

- 文化振興事業
  - ・文化保存継承事業参加者数
  - ・体験交流事業参加者数
- 地域・産業振興事業
  - ・アイヌ関連観光施設利用者数
  - ・バス利用者数
- コミュニティ活動支援事業
  - ・生活館利用者数

36.3%  
(基準年度: R5年度)

国から交付金を交付した市町村数

38  
(基準年度: R5年度)

交付金の交付対象となった事業数

151  
(基準年度: R5年度)

## 評価期間中の取組に対する分析

政府の基本方針を受け、市町村が取り組むアイヌ施策推進に必要で施策効果の高い事業が拡大しており、アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発やアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備が進展している。

令和6年度の達成割合は52.4%となり、前年度比16.1%の増となった。  
増加の要因は一概には言えないが、前年度未達成であったが、目標値を変えずに、体験講座等のPR強化や開催回数の増加等の改善策を実行し、参加者の増加に繋がり目標値を上回った事例が一定数あったところ。

52.4%  
(最終年度実績値)

前年度比増  
(目標値)

令和5年度で交付金事業を終了した市町村が2市町村あったが、新規に地域計画を作成し事業を開始する市町村が2市町村あったため、前年度実施市町村と同数（38）となった。

交付金の交付対象となった事業数は、154件となり、前年度微増となった。

## 今後の方向性

アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を目指し、引き続き、アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発やアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備を推進する。

引き続き、きめ細やかに市町村への個別説明・個別相談を実施し、地域の実情に応じた具体的・効果的な取組事例の紹介を行うとともに、国として充実強化すべきと考える施策の方向性を提示するなどし、アイヌ施策の推進に必要な市町村の総合的な取組の拡大を図り、幅広いアイヌ文化の理解の促進等に繋げていく。

## 評価期間中の取組

## 評価期間中の取組に対する分析

## 今後の方向性

交付金対象事業について市町村が設定した成果目標の達成割合

45.1%  
(基準年度: R5年度)

令和6年度の達成割合は54.1%となり、前年度比19.0%の増となった。  
増加の要因は一概には言えないが、前年度未達成であったが、目標値を変えずに、体験講座等のPR強化や開催回数の増加等の改善策を実行し、参加者の増加に繋がり目標値を上回った事例が一定数あったところ。

交付金対象事業完了後のアンケート調査において市町村が具体的な事業成果（進展）があったと評価した事業の割合

R6調査開始予定

調査結果によると「受講者の満足度も高く、新たに文化伝承保存会に入会する者が増えた」、「イベントでの公演を通じ、出演者の技術力向上等の意識向上につながった」等の評価の一方、「継続的受講者のために今後は習熟度に応じた複数講座を実施」、「製作体験の満足度が高いことから今後は製作体験メニューを充実する」等の課題・改善点があげられた。

アイヌに対する理解度として世論調査における文化等に接したことがある割合

21%  
(基準年度: R4年度)

令和6年度に内閣官房が実施した「アイヌに対する理解度についての意識調査」によると、「アイヌの人々や文化に接したことがある」割合は全国で28.4%（前回調査（R4）21.0%）、北海道で61.9%（前回調査（R4）50.0%）であり、それぞれ増加している。

引き続き、きめ細やかに市町村への個別説明・個別相談を実施し、地域の実情に応じた具体的・効果的な取組事例の紹介を行うとともに、国として充実強化すべきと考える施策の方向性を提示するなどし、アイヌ施策の推進に必要な市町村の総合的な取組の拡大を図り、幅広いアイヌ文化の理解の促進等に繋げていく。

# 事前分析表(概要)

評価期間: 令和6年度～令和10年度

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策名      | アイヌ施策の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 施策目標     | <p>(交付金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発</li> <li>・アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備</li> </ul> <p>(アイヌ政策全体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現</li> </ul>                                                                                                                                                                                        |
| 中目標1     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発</li> <li>・アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 現状・課題    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌ政策推進交付金は、令和元年5月施行のアイヌ施策推進法に基づき、令和元年に創設されたところであり、以降、活用市町村・交付対象事業の拡充強化を図っている段階。</li> <li>・令和6年度に内閣官房が実施した「アイヌに対する理解度についての意識調査」によれば、「アイヌの人々や文化と接した機会がある」と回答した人の割合が全国で28.4%(令和4年度は21.0%)であり、前回調査結果よりも増加しているものの、依然として低い水準にあり、引き続き、各地域において、アイヌ文化に触れる機会を拡充強化していく必要がある。</li> <li>・絶滅の危機にあるアイヌ文化の振興の基盤である、伝承者の高齢化・減少、文化の保存・継承やコミュニティ活動の場としての生活館等の老朽化が進行しており、アイヌ文化の振興等に資する環境整備を急ぐ必要がある。</li> </ul> |
| 令和6年度の取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金の活用市町村・交付対象事業の拡充強化を図るため、市町村毎に個別の説明会を開催し、随時、追加交付等の相談に応じる等、市町村とのコミュニケーションを強化した。</li> <li>・また、緊急性・必要性が高く、アイヌの方々の要望が強い、アイヌの高齢者の方々の過去の経験を次世代に語り継ぐことによる文化の保存・継承事業、アイヌ文化活動の地域交流・利用促進の場である老朽化が進む生活館の改修事業、人権相談・人権啓発事業等の事業実施について、市町村への説明、要請等を行った。</li> </ul>                                                                                                                                       |

36. 3%  
(基準年度: R5年度)

52. 4%  
(R6年度実績値)

前年度比増  
(R10年度目標値)

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中 目 標 1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発</li> <li>・アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 測定指標1   | <p>交付金対象事業について市町村が設定した共通的な成果目標(5項目)の達成割合【共通的な成果目標(5項目)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化振興事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化保存継承事業参加者数</li> <li>・体験交流事業参加者数</li> </ul> </li> <li>○地域・産業振興事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌ関連観光施設利用者数</li> <li>・バス利用者数</li> </ul> </li> <li>○コミュニティ活動支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活館利用者数</li> </ul> </li> </ul> |

### 測定指標の選定理由

アイヌ政策推進交付金事業実施要領に基づき、市町村が設定している各事業の実施状況に関する指標のうち、3つの事業区分ごとに、多数の市町村が共通的に設定している指標を選定することにより、総合的かつきめ細やかな事業効果の測定に資すると考えるため

|               |                 |              | R6年度      | R7年度      | R8年度      | R9年度      | R10年度     |
|---------------|-----------------|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 目標値<br>(目標年度) | 前年度<br>比増       | 年度ごとの<br>目標値 | 前年度<br>比増 | 前年度<br>比増 | 前年度<br>比増 | 前年度<br>比増 | 前年度<br>比増 |
| 基準値<br>(基準年度) | 36.3%<br>(R5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 52.4%     |           |           |           |           |

**目標標(値・年度)の設定根拠・  
実績値の把握方法**

- ・アイヌの人々や文化等への理解を増進し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現していくためには、交付金対象事業の実施を拡充強化し、文化復興等の動きを拡大する好循環を年々向上させることが重要であることから、前年度比増と設定
- ・交付対象市町村の事業実績報告により把握

|         |                                                                                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 中 目 標 1 | ・アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発<br>・アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備 |
| 参考指標1   | 国から交付金を交付した市町村数                                                                |

### 参考指標の選定理由

交付金事業を実施する市町村の拡大が幅広いアイヌ文化等の理解増進に繋がると考えるため

|               |             |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|-------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 38<br>(5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 38   |      |      |      |       |

### 参考指標(値・年度)の実績値の把握方法

市町村への交付実績により把握

|         |                                                                                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 中 目 標 1 | ・アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発<br>・アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備 |
| 参考指標2   | 交付金の交付対象となった事業数                                                                |

### 参考指標の選定理由

市町村が実施する事業数の増加が地域の課題や実情に応じた総合的かつきめ細やかなアイヌ政策の充実に繋がると考えるため

|               |              |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|--------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 151<br>(5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 154  |      |      |      |       |

### 参考指標(値・年度)の実績値の把握方法

市町村への交付実績により把握

|         |                                                                                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 中 目 標 1 | ・アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発<br>・アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備 |
| 参考指標3   | 交付金対象事業について市町村が設定した成果目標の達成割合                                                   |

### 参考指標の選定理由

測定指標（共通的な指標）と合わせて、市町村がそれぞれの課題や実情に応じて設定した成果目標を確認することにより、総合的かつきめ細やかな事業効果が捕捉できると考えるため

|               |                |              | R6年度  | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|----------------|--------------|-------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 45.1%<br>(5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 54.1% |      |      |      |       |

### 参考指標(値・年度)の実績値の把握方法

交付対象市町村の事業実績報告により把握

|         |                                                                                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 中 目 標 1 | ・アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発<br>・アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備 |
| 参考指標4   | 交付金対象事業完了後のアンケート調査において市町村が具体的な事業成果(進展)があったと評価した事業の割合                           |

### 参考指標の選定理由

交付金事業の進捗状況を確認する指標として適当であると考えするため

|               |              |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|--------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | R6調査<br>開始予定 | 年度ごとの<br>実績値 | —    |      |      |      |       |

### 参考指標(値・年度)の 実績値の把握方法

交付対象市町村へのアンケート調査により把握

|         |                                                                                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 中 目 標 1 | ・アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発<br>・アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備 |
| 参考指標5   | アイヌに対する理解度として世論調査における文化等に接したことがある割合                                            |

### 参考指標の選定理由

世論調査により文化等に接したことがある割合を把握することは、国民一般のアイヌ文化等への理解度を測る参考となるため

|               |                 |              | R6年度  | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|-----------------|--------------|-------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 21.0%<br>(R4年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 28.4% |      |      |      |       |

### 参考指標(値・年度)の 実績値の把握方法

世論調査(5年に1回程度実施)等により把握

(1) 参考となる情報

- ・令和6年5月24日にアイヌ施策推進法施行から5年が経過したことに伴い、法の施行状況、講ずる措置を検討するため、内閣官房において、令和6年秋よりアイヌの人々を対象とした意見交換会を道内各地及び東京において実施中。
- ・内閣官房において、令和6年度に「アイヌに対する理解度についての意識調査」を実施(調査結果概要は別添参照)。

(2) 施策に関連する主な内閣府事業(開始年度)

特になし

(3) 施策に関連する主な他省庁の事業

特になし

# 政策評価書(旧施策)

## 政策名／施策名:「アイヌ施策の推進」／「アイヌ施策の推進」

### 評価期間:令和元年度～令和5年度

#### 旧施策の実績・実施状況

令和元年5月24日に施行されたアイヌ施策推進法に基づき、同年9月6日にアイヌ政策推進交付金交付要綱を制定。同年よりアイヌ施策推進地域計画に基づき、認定市町村が実施する文化振興事業、地域・産業振興事業、コミュニティ活動支援事業に交付金を交付。

(交付金対象事業)

○文化振興事業

- ・伝統的なアイヌ文化の場の再生支援
- ・アイヌ文化の体験交流

○地域・産業振興事業

- ・アイヌ文化関連の観光プロモーション事業
- ・アイヌの観光振興、コミュニティ活動支援のためのバス運営

- ・アイヌ文化のブランド化推進
- ・木工芸品等の材料供給システムの整備

○コミュニティ活動支援事業

- ・アイヌの人々と地域住民との交流の場の整備
- ・アイヌ高齢者のコミュニティ活動への支援
- ・アイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習支援

#### 旧施策の評価結果

交付金の活用により、イオルの再生事業や刺繍や木彫等アイヌ文化を学ぶ講座開講といったアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発、コミュニティ活動を支援するための生活館等の整備等のアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備を推進した。

測定指標である「アイヌ政策推進交付金対象事業について、市町村が設定した目標の達成割合(%)」について、45.1%(令和5年度)となり、目標値75%を達成することはできなかった。

目標値を下回った主な要因としては、評価対象期間がコロナ禍と重なったことによる観光・交流人口の減少によるイベントの中止、来館者数の減少や資材調達が一時困難となったことによる施設整備の遅延等による影響があったためと考えられる。



# 内閣府本府政策体系に掲げる 令和6年度実施施策に係る 政策評価書(事後評価書)

|                 |                                                            |
|-----------------|------------------------------------------------------------|
| 政策名             | 原子力防災                                                      |
| 施策名             | 原子力災害対策の推進                                                 |
| 担当部局・<br>作成責任者名 | 内閣府政策統括官(原子力防災担当)付 参事官 木<br>野修宏<br>原子力被災者生活支援チーム 参事官 三牧純一郎 |
| 評価実施時期          | 令和7年8月                                                     |

# ロジックモデル

## 解決すべき問題・課題

- ・万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備し、原子力災害による被害をできる限り軽減させる。
- ・福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域の帰還・居住に向けた避難指示解除

## 事業の概要(アクティビティ)

原発立地道府県等が行う原子力防災対策に必要な経費について、当該自治体からの申請に基づき財政支援

### 【インプット】

R6予算:100億円  
R5補正予算:27億円

国や地方自治体等の要員等への災害対応能力向上のための研修・訓練プログラム等の実施

### 【インプット】

R6予算:4.2億円の内数

帰還困難区域における住民避難の徹底及び同区域の入域を希望する住民等について安全な入域を確保するため入域管理・被ばく管理等を実施

### 【インプット】

R6予算:37.9億円

特定復興再生拠点区域外に係る帰還意向確認、基礎情報の整備、住民説明会等の実施

### 【インプット】

R6予算:3.9億円

## 活動実績(アウトプット)

自治体において実施した、原子力防災対策に必要な施設、設備、資機材の整備、購入、維持管理等 ⑥

原子力災害時に必要となる基礎知識や能力の習得により対応要員を体系的に育成 ⑦

帰還困難区域における入域管理・被ばく管理等の着実な実施 ⑧

特定復興再生拠点区域外の住民の帰還意向の把握、帰還に必要な範囲の検討

### 【測定指標(参考指標)】

- ①原子力災害対策重点区域に含まれる市町村※の避難計画策定件数  
※福島県内を除く
- ②地域原子力防災協議会、原子力防災会議における「緊急時対応」の確認、了済済み地域数
- ③原子力総合防災訓練の実施状況(原子力災害対策要員(研修受講者に限る)の原子力総合防災訓練等参加率)
- ④物理的防護措置の実施による住民の避難の徹底やスクリーニング、個人線量管理の徹底等による住民の安全な立入りの実施
- ⑤把握した住民の帰還意向に基づく、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組の進捗
- ⑥申請に基づき交付決定した道府県の数
- ⑦講話、中核人材・実務人材研修等受講者
- ⑧コールセンターでの適切な住民対応の実施

## 評価期間:令和6年度～令和10年度

## 施策の概要

- ・原発立地道府県等が行う原子力防災対策に必要な経費について、当該自治体からの申請に基づき財政支援するとともに、国や地方自治体等の要員等への災害対応能力向上のための研修・訓練プログラム等の実施。
- ・福島第一原子力発電所の事故を受け設定された帰還困難区域の境界において、住民の方の放射線防護の観点から、バリケードを設置するとともに入退域の管理を行う。また、「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」とした政府方針に基づき、住民の方の帰還に関する意向の調査を行う。

## 中目標(アウトカム)

原子力施設周辺地域における適切な防護措置の実施 ①②

国や地方公共団体、事業者等の対応能力向上及び地域防災計画等の具体化・充実化 ③

帰還困難区域における避難指示の受け入れ及び同区域の入域を希望する住民等の安全な入域の確保 ④

特定帰還居住区域における避難指示の解除 ⑤

## 施策目標(インパクト)

原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護

帰還意向のある住民の帰還及び帰還困難区域の全面解除

※インプットの内容は令和6年度のもの

※●は測定指標、○は参考指標を表す

## 評価期間中の取組

## 評価期間中の取組に対する分析

## 今後の方向性

原発立地道府県等が適切な避難計画を策定できるように、原子力防災対策に必要な経費について、当該自治体からの申請に基づく財政支援。

原子力災害対策重点区域に含まれる市町村※の避難計画策定件数（※福島県内を除く）  
: 113件  
（基準年度: R4年度）

国や地方自治体等の要員等への災害対応能力向上のための研修・訓練プログラム等の実施。

原子力総合防災訓練の実施状況（原子力災害対策要員（研修受講者に限る）の原子力総合防災訓練等参加率）  
: 79%  
（基準年度: R4年度）

原子力災害対策重点区域に含まれる市町村※、において、避難計画策定に向けて準備を進めているところ。  
（※福島県内を除く）

原子力災害対策重点区域に含まれる市町村※の避難計画策定件数（※福島県内を除く）  
: 116件  
（最新実績値）

原子力災害対策重点区域に含まれる市町村※の避難計画策定件数（※福島県内を除く）  
: 122件  
（目標値）

国や地方公共団体、事業者等の対応能力向上及び地域防災計画等の具体化・充実化に向けて、原子力総合防災訓練を実施しているところ。

原子力総合防災訓練の実施状況（原子力災害対策要員（研修受講者に限る）の原子力総合防災訓練等参加率）  
: 79%  
（最新実績値）

原子力総合防災訓練の実施状況（原子力災害対策要員（研修受講者に限る）の原子力総合防災訓練等参加率）  
: 80%以上  
（目標値）

引き続き、原子力施設周辺地域における適切な防護措置実施するとともに、国や地方公共団体、事業者等の対応能力向上及び地域防災計画等の具体化・充実化を進めていく。

## 評価期間中の取組

## 評価期間中の取組に対する分析

## 今後の方向性

帰還困難区域における住民避難の徹底及び同区域の入域を希望する住民等について安全な入域を確保するため入域管理・被ばく管理等を実施(平成24年度)

帰還困難区域の入域を希望する住民等の安全な入域が確保されている  
(基準年度: R5年度)

帰還困難区域等の境界の変動や自治体からの要望に合わせてバリケードの新設・移設の防護措置を実施。また住民の入退域に際して、バリケードの開閉等の入退域支援やスクリーニングによる個人線量管理等を実施し、入退域に際しての安全性を確保。

令和6年度事業において、安全な入域を実施。  
(R6年度実績値)

帰還困難区域の入域を希望する住民等について安全な入域の確保  
(目標)

2020年代をかけて避難指示解除の取組が進む中、入域が制限される区域の変動に合わせて区域境界におけるバリケードなどの物理的措置を遺漏なく実施する。また住民の入退域に際しての入退域支援やスクリーニングの実施により、安全な入退域の確保を実現する。

特定復興再生拠点区域外に係る帰還意向確認、基礎情報の整備、住民説明会等の実施(令和5年度)

各自治体の特定帰還居住区域復興再生計画  
(基準年度: 各年度)

帰還意向確認、住民説明会等の実施を踏まえ、令和7年3月までに、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市の特定帰還居住区域復興再生計画が認定。認定計画に基づき、除染やインフラ整備等が進捗。

令和7年3月までに、5市町の特定帰還居住区域復興再生計画が認定。認定計画に基づき、除染やインフラ整備等が進捗。  
(R6年度実績値)

帰還意向に基づく特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組の着実な実施  
(目標)

2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていくとの政府方針を踏まえ、引き続き、住民の帰還意向確認など、地元自治体と協議しながら、関係機関と連携し、必要な対応を進める。

# 事前分析表(概要)

評価期間: 令和6年度～令和10年度

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 施策名   | 原子力災害対策の推進             |
| 施策目標1 | 原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護 |

|          |                                                                 |
|----------|-----------------------------------------------------------------|
| 中目標1     | 原子力施設周辺地域における適切な防護措置の実施                                         |
| 現状・課題    | 万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備し、原子力災害による被害をできる限り軽減させる。                  |
| 令和6年度の取組 | 原発立地道府県等が適切な避難計画を策定できるように、原子力防災対策に必要な経費について、当該自治体からの申請に基づく財政支援。 |

原子力災害対策重点区域に含まれる  
市町村※の避難計画策定件数  
(※福島県内を除く): 113件  
(基準年度: R4年度)



原子力災害対策重点区域に含まれる  
市町村※の避難計画策定件数  
(※福島県内を除く): 116件  
(R6年度実績値)



原子力災害対策重点区域に含まれる  
市町村※の避難計画策定件数  
(※福島県内を除く): 122件  
(R10年度目標値)

|          |                                                |
|----------|------------------------------------------------|
| 中目標2     | 国や地方公共団体、事業者等の対応能力向上及び地域防災計画等の具体化・充実化          |
| 現状・課題    | 万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備し、原子力災害による被害をできる限り軽減させる。 |
| 令和6年度の取組 | 国や地方自治体等の要員等への災害対応能力向上のための研修・訓練プログラム等の実施。      |

原子力総合防災訓練の実施状況(原子  
力災害対策要員(研修受講者に限る)  
の原子力総合防災訓練等参加率)  
: 79%  
(基準年度: R4年度)



原子力総合防災訓練の実施状況(原子  
力災害対策要員(研修受講者に限る)  
の原子力総合防災訓練等参加率)  
: 79%  
(R6年度実績値)



原子力総合防災訓練の実施状況(原子  
力災害対策要員(研修受講者に限る)  
の原子力総合防災訓練等参加率)  
: 80%以上  
(R10年度目標値)

# 事前分析表(概要)

評価期間: 令和6年度～令和10年度

|          |                                                                                                                                                                                                                |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策名      | 原子力災害対策の推進                                                                                                                                                                                                     |
| 施策目標     | 原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護<br>帰還意向のある住民の帰還及び帰還困難区域の全面解除                                                                                                                                                            |
| 中目標3     | 帰還困難区域における避難指示の受け入れ及び同区域の入域を希望する住民等の安全な入域の確保                                                                                                                                                                   |
| 現状・課題    | 今後、認定特定帰還居住区域の段階的な避難指示解除に伴い、一時立入住民が一定程度減少する見込み。それに伴い、スクリーニング場機能や有人管理ゲートが徐々に縮減されていくことが想定されるものの、当面は相当程度の立入りニーズが想定されるため、引き続き、住民の安全な入域を確保する必要がある。また、解除に伴う区域境の複雑化により設置数が高止まりする見込みであるバリケードについても、適切な管理運営を継続していく必要がある。 |
| 令和6年度の取組 | 延べ5,244世帯の住民が一時立入りをし、バリケードの開閉業務及びスクリーニングを適切に実施。                                                                                                                                                                |

帰還困難区域の入域を希望する住民等の安全な入域が確保されている  
(基準年度: R4年度)



帰還困難区域の入域を希望する住民等の安全な入域が確保されている  
(R6年度実績値)



帰還困難区域の入域を希望する住民等の安全な入域の確保  
(R10年度目標値)

|          |                                                                                                                                                                                                                         |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中目標4     | 特定帰還居住区域における避難指示の解除                                                                                                                                                                                                     |
| 現状・課題    | ・2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく<br>・帰還意向調査については、すぐに帰還の判断ができない住民に配慮して、複数回にわたり実施するという政府方針を踏まえ、累次の帰還意向調査や計画の認定・変更認定、計画に基づく除染・インフラ整備等の取組を進めており、引き続き、2020年代をかけて、こうした、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組を着実に進める必要がある。        |
| 令和6年度の取組 | 住民の帰還意向を確認するため、南相馬市、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町において帰還意向調査を実施した。帰還意向調査の結果に基づき、2025年3月に南相馬市及び浪江町※の特定帰還居住区域復興再生計画を認定した。これまでに認定した計画に基づき、除染・インフラ整備等が進捗した。引き続き、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく。<br>※浪江町は特定帰還居住区域復興再生計画の変更の認定 |

各自治体の特定帰還居住区域復興再生計画の認定及び認定計画に基づく除染やインフラ整備の進捗  
(基準年度: 各年度)



令和7年3月までに、5市町村の特定帰還居住区域復興再生計画が認定。認定計画に基づき、除染やインフラ整備が進捗。  
(R6年度実績値)



帰還意向に基づく特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組の着実な実施  
(R10年度目標値)

|         |                                             |
|---------|---------------------------------------------|
| 中 目 標 1 | 原子力施設周辺地域における適切な防護措置の実施                     |
| 測定指標1   | 原子力災害対策重点区域に含まれる市町村※の避難計画策定件数<br>(※福島県内を除く) |

### 測定指標の選定理由

原子力防災体制を整備することを通じ、各立地市町村等が適切な避難計画を策定できるよう適切な支援を行うため。

|               |                  |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|------------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 目標値<br>(目標年度) | 122件<br>(令和10年度) | 年度ごとの<br>目標値 | 122件 | 122件 | 122件 | 122件 | 122件  |
| 基準値<br>(基準年度) | 113件<br>(令和4年度)  | 年度ごとの<br>実績値 | 116件 |      |      |      |       |

### 目標値(値・年度)の設定根拠・ 実績値の把握方法

目標値は、原子力災害対策重点区域に含まれる市町村※の数としており、把握方法としては、各市町村の地域防災計画の策定状況となる。  
(※福島県内を除く)

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 中 目 標 1 | 原子力施設周辺地域における適切な防護措置の実施 |
| 参考指標1   | 申請に基づき交付決定した道府県の数       |

参考指標の選定理由

各自治体の地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を推進するため。

|               |                |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|----------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 24件<br>(令和5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 24件  |      |      |      |       |

参考指標(値・年度)の  
実績値の把握方法

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付状況。

|         |                                                   |
|---------|---------------------------------------------------|
| 中 目 標 2 | 国や地方公共団体、事業者等の対応能力向上及び地域防災計画等の具体化・充実化             |
| 測定指標2   | 原子力総合防災訓練の実施状況(原子力災害対策要員(研修受講者に限る)の原子力総合防災訓練等参加率) |

### 測定指標の選定理由

原子力防災研修受講者の原子力総合防災訓練への参加率を求めることによって、定量的に研修と訓練両方のツールによる原子力防災対応能力向上の対策の有効性を確認することができるため。

|               |                   |              | R6年度  | R7年度  | R8年度  | R9年度  | R10年度 |
|---------------|-------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値<br>(目標年度) | 80%以上<br>(令和10年度) | 年度ごとの<br>目標値 | 80%以上 | 80%以上 | 80%以上 | 80%以上 | 80%以上 |
| 基準値<br>(基準年度) | 79%<br>(令和4年度)    | 年度ごとの<br>実績値 | 79%   |       |       |       |       |

### 目標値(値・年度)の設定根拠・ 実績値の把握方法

原子力総合防災訓練参加実績、原子力施設等防災対策等委託費(原子力災害対応人材育成等)事業報告書、原子力施設等防災対策等委託費(原子力防災基礎研修の実施等)事業総括報告書

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 中 目 標 2 | 国や地方公共団体、事業者等の対応能力向上及び地域防災計画等の具体化・充実化 |
| 参考指標2   | 講話、中核人材・実務人材研修等受講者                    |

### 参考指標の選定理由

原子力災害時に必要となる基礎知識や能力の習得により、対応要員を体系的に育成できているか把握できるため。

|               |                   |              | R6年度   | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|-------------------|--------------|--------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 2,004人<br>(令和4年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 1,903人 |      |      |      |       |

### 参考指標(値・年度)の 実績値の把握方法

原子力施設等防災対策等委託費(原子力災害対応人材育成等)事業報告書、原子力施設等防災対策等委託費(原子力防災基礎研修の実施等)事業総括報告書

(1) 参考となる情報

- ・防災基本計画(令和6年6月)、原子力災害対策指針(令和6年9月)

(2) 施策に関連する主な内閣府事業(開始年度)

- ・原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(昭和55年度)
- ・原子力防災研修等事業(平成29年度)

(3) 施策に関連する主な他省庁の事業

特になし

|         |                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------|
| 中 目 標 3 | 帰還困難区域における避難指示の受け入れ及び同区域の入域を希望する住民等の安全な入域の確保           |
| 測定指標3   | 物理的防護措置の実施による住民の避難の徹底やスクリーニング、個人線量管理の徹底等による住民の安全な立入の実施 |

### 測定指標の選定理由

放射線防護の観点から物理的防護措置を実施しているところ、帰還困難区域内において安全な入域が確保されているかを、立入者数等の定量的な指標を設定して判断することは困難であるため。

|              |                                        |          | R6年度                          | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|--------------|----------------------------------------|----------|-------------------------------|------|------|------|-------|
| 目標<br>(目標年度) | 帰還困難区域の入域を希望する住民等の安全な入域の確保(令和10年度)     | 年度ごとの目標  | 帰還困難区域の入域を希望する住民等について安全な入域の確保 |      |      |      |       |
| 基準<br>(水準年度) | 帰還困難区域の入域を希望する住民等の安全な入域が確保されている(令和5年度) | 年度ごとの実績値 | 令和6年度事業において、安全な入域を実施          |      |      |      |       |

### 目標値(値・年度)の設定根拠・実績値の把握方法

- ・「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成23年12月26日原子力災害対策本部)3Ⅱ(2)③
- ・入域中のトラブル発生時に的確に対応し速やかな退域を行うことを定性指標とする。なお、退域の手続き時に意見聴取を行い、改善につなげる。

|         |                                              |
|---------|----------------------------------------------|
| 中 目 標 3 | 帰還困難区域における避難指示の受け入れ及び同区域の入域を希望する住民等の安全な入域の確保 |
| 参考指標3   | コールセンターでの適切な住民対応の実施                          |

参考指標の選定理由

コールセンターでの適切な住民対応を実施しているかどうか把握するため。

|               |                                    |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|------------------------------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | コールセン<br>ターの応答率<br>100%<br>(令和5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 100% |      |      |      |       |

参考指標(値・年度)の  
実績値の把握方法

コールセンターにおける総着信に対する応答率を集計する。

### (1) 参考となる情報

・「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成23年12月26日原子力災害対策本部)3Ⅱ(2)③

### (2) 施策に関連する主な内閣府事業(開始年度)

・帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等事業(平成24年度)

### (3) 施策に関連する主な他省庁の事業

特になし

|         |                                          |
|---------|------------------------------------------|
| 中 目 標 4 | 特定帰還居住区域における避難指示の解除                      |
| 測定指標4   | 把握した住民の帰還意向に基づく、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組の進捗 |

### 測定指標の選定理由

2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除に向けた取組を進める必要がある。なお、避難指示解除に向けては、住民の帰還意向の把握の他、特定帰還居住区域復興再生計画の認定や、計画に基づく除染、インフラ整備といった取組を進めるため、それらの進捗状況を測定指標とした。

|              |                                             |          | R6年度                                                    | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|--------------|---------------------------------------------|----------|---------------------------------------------------------|------|------|------|-------|
| 目標<br>(目標年度) | 帰還意向に基づく特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組の着実な実施(令和10年度) | 年度ごとの目標  | 帰還意向に基づく特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組の着実な実施                     |      |      |      |       |
| 基準<br>(水準年度) | 各自治体の特定帰還居住区域復興再生計画(各年度)                    | 年度ごとの実績値 | 令和7年3月までに、5市町の特定帰還居住区域復興再生計画が認定。認定計画に基づき、除染やインフラ整備等が進捗。 |      |      |      |       |

### 目標値(値・年度)の設定根拠・実績値の把握方法

- ・「特定復興再生拠点区域外への帰還・移住に向けた避難指示解除に関する考え方」(令和3年8月31日原子力災害対策本部)
- ・「福島復興再生基本方針(改訂)」(令和5年7月28日)
- ・「福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)」
- ・帰還意向調査や、特定帰還居住区域復興再生計画の認定、各自治体における除染やインフラの整備など、避難指示解除に向けた取組の進捗状況を踏まえて記載する。

### (1) 参考となる情報

- ・「特定復興再生拠点区域外への帰還・移住に向けた避難指示解除に関する考え方」(令和3年8月31日原子力災害対策本部)
- ・「福島復興再生基本方針(改訂)」(令和5年7月28日)
- ・「福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)」

### (2) 施策に関連する主な内閣府事業(開始年度)

- ・特定復興再生拠点区域外における帰還意向確認に関する調査事業(令和5年度)

### (3) 施策に関連する主な他省庁の事業

- ・福島再生加速化交付金(復興庁)
- ・特定帰還居住区域整備事業(環境省) 等

# 政策評価書(旧施策)

政策名／施策名:原子力防災／原子力災害対策の推進

評価期間:令和元年度～令和5年度

## 旧施策の実績・実施状況

原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地域原子力防災協議会での活動を通し、国と自治体が一体となって地域防災計画、避難計画の充実・強化を行うとともに、十分な計画の具体化が進んだ地域においては、それらを取りまとめた「地域の緊急時対応」について地域原子力防災協議会、原子力防災会議で確認、了承を行った。さらに、計画の策定後も原子力総合防災訓練や自治体の防災訓練を通して、計画の改善に努めた。

## 旧施策の評価結果

評価対象期間である令和元年度～令和5年度において、定量的な指標としている市町村の避難計画策定状況(福島県内を除く)について、111市町村から、115市町村に増加した。  
また、地域原子力防災協議会、原子力防災会議における「地域の緊急時対応の確認、了承」の状況(確認・了承済み地域数)に関しては、計6地域から、計9地域となった。

# 政策評価書(旧施策)

政策名／施策名:原子力防災／原子力被災者生活支援の推進

評価期間:令和元年度～令和5年度

## 旧施策の実績・実施状況

帰還意向のある住民の帰還および帰還困難区域の全面解除に向けた過程として、帰還困難区域の入退域管理を適切に実施するため、その境界にバリケードを設置し、またその維持管理などを行うことで、帰還困難区域の入域管理を行うとともに、住民等の入退域に際して、バリケードの開閉等の入退域支援やスクリーニングによる個人線量管理等を実施し、入退域に際する安全性を確保した。

(また令和4年度からは帰還困難区域に帰還意向のある住民が帰還できるよう、特定復興再生拠点区域外に係る帰還意向確認、基礎情報の整備、住民説明会等を実施した。)

## 旧施策の評価結果

評価対象期間である令和元年度～令和5年度において、定量的な指標としている、帰還困難区域の境界にバリケードを設置するとともに、バリケードの維持管理等の実施をした日数は365日であった。引き続き、入退域に際する安全性の確保に向けた取組を進めていく。

(帰還意向調査事業については、令和5年度までに、当該調査結果をもとに大熊町・双葉町にてそれぞれ作成された特定帰還居住区域復興再生計画が認定された。)



# 内閣府本府政策体系に掲げる 令和6年度実施施策に係る 政策評価書（1年目評価）

|                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| 政策名             | 経済安全保障                  |
| 施策名             | 安全保障の確保に関する経済施策の推進      |
| 担当部局・<br>作成責任者名 | 政策括官（経済安全保障担当）<br>後藤参事官 |
| 評価実施時期          | 令和7年8月                  |

## 解決すべき問題・課題

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国家・国民の安全を経済面から確保することが喫緊の課題である。我が国の経済構造の自律性を確保すること、他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性を獲得・維持・強化すること、普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・強化することに向けた取組が必要であり、それらの実現に向けて安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進していく必要がある。

## 施策の概要

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）に基づき、特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する制度を創設することにより、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進する。

### 事業の概要（アクティビティ）

### 活動実績（アウトプット）

### 中目標（アウトカム）

### 施策目標（インパクト）

サプライチェーンの強靱化

特定重要物資の指定、民間事業者による取組の支援

基幹インフラ役務の安定的な提供の確保

特定社会基盤事業者に対する事前届出制度（基幹インフラ制度）の運用

先端的な重要技術の開発支援

重要技術として支援する対象の選定及び支援の実施

特許出願の非公開

特許庁から送付のあった発明について保全審査の運用

民間事業者の供給確保計画の認定の協議 ⑤

政府全体での基幹インフラ制度の審査の実施状況の集約 ⑥

経済安全保障推進法に基づく協議会の実施 ⑦

保全審査の結果に応じて保全指定し、公開を留保、外国出願制限等の措置を実施 ⑧⑨

#### （第1段階アウトカム）

国民生活や産業に重大な影響が及ぶ状況を回避すべく、重要物資や原材料のサプライチェーンを強靱化 ①

基幹インフラ役務の安定的な提供の確保 ②

特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用 ③

特許出願非公開化の措置を講じて機微な発明の流出を防止 ④

#### （第2段階アウトカム）

第2段階アウトカムは、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針で定められた目標を列挙

(1)我が国の経済構造の自律性の向上

(2)他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保

(3)普遍的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化

国家・国民の安全を経済面から確保

※インプットの内容は、令和6年度のもの

※サプライチェーンの強靱化及び先端的な重要技術の開発支援については、関係省庁において予算を計上（サプライチェーンの強靱化は令和4年度第2次補正予算以降、先端的な重要技術は令和3年度補正予算以降）。

### 【インプット】

経済安全保障推進法等に基づく安全保障の確保に関する経済施策の着実な推進（7.9億円）の内数

### 【測定指標（参考指標）】

- ①供給確保計画に沿った物資の生産等の状況
- ②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する状況
- ③特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する状況
- ④特許出願非公開化の措置による機微な発明の流出の防止に関する状況
- ⑤計画認定件数⑥事業所管省庁への届出件数⑦協議会開催件数⑧保全審査件数⑨保全指定件数

※●は測定指標、○は参考指標を表す

## 評価期間中の取組

## 評価期間中の取組に対する分析

## 今後の方向性

### <サプライチェーンの強靱化>

特定重要物資の指定、民間事業者による  
取り組みの支援(R4年度)

供給確保計画に沿った物資の生産等の状況  
97%  
(基準年度：R5年度)

計画進捗に影響を及ぼした要因として為替変動・  
取引先の廃業等の事業環境の変化、研究開発に  
伴う不確実性や国際的規制等が分析を通じて判明  
した。

集計中  
(R6年度実績値)

100%  
(目標値)

分析を踏まえて、研究開発と生産段階を分割した  
事業認定、基金による柔軟な執行や課題が生じた  
場合に速やかに担当省庁と事業者が協議すること  
を促す等の計画認定・執行管理等における見直  
し・工夫を通じて、不断の見直しを実施していく。

### <基幹インフラ役務の安定的な提供の確保>

特定社会基盤事業者に対する事前届出制度  
(基幹インフラ制度)の運用(R6年度)

基幹インフラ制度の着実な運用を通じて基幹  
インフラ役務の安定的な提供の確保を図る  
(基準年度：R6年度)

基幹インフラ制度の着実な運用により、特定妨害  
行為を未然に防止し、基幹インフラ役務の安定的  
な提供を確保するという目標の達成に寄与したも  
のと考えられる。

基幹インフラ役務の  
安定的な提供が確保  
できている  
(R6年度実績)

基幹インフラ役務の  
安定的な提供が確保  
できている  
(目標)

引き続き、基幹インフラ制度を着実に運用すること  
で、特定妨害行為を未然に防止し、基幹インフラ役  
務の安定的な提供の確保を図っていく。

### <先端的な重要技術の開発支援>

重要技術として支援する対象の選定及び支援  
の実施(R4年度)

特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適  
切な活用に関する状況  
(経済安全保障重要技術プログラム(Kプログラム)  
の研究開発課題毎の評価のタイミングにおいて、達  
成目標を達成した割合(%))

(基準年度：R4年度)

令和6年度に24件指定基金協議会を開催する等  
の伴走支援を行い、研究開発を推進した。

83.3%  
※1件集計中  
(R6年度実績値)

100%  
(目標値)

制度の不断の見直しを行いつつ、引き続き、指定  
基金協議会による伴走支援等を通じて、先端的な  
重要技術に係る研究開発を着実に推進していく。

### <特許出願の非公開>

特許庁から送付のあった発明について  
保全審査の運用(R6年度)

特許出願非公開制度の運用  
(基準年度：R6年度)

関係省庁と緊密に連携して保全審査を実施したこ  
とで、機微な発明の流出を防止するための特許出  
願非公開制度の着実な運用という目標の達成に  
寄与した。

機微な発明の流出を防止  
するための特許出願非公  
開制度の着実な運用  
(R6年度実績)

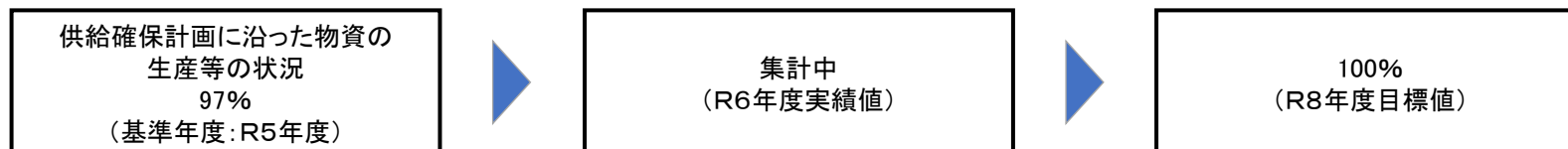
機微な発明の流出を防止  
するための特許出願非公  
開制度の着実な運用  
(目標)

引き続き、関係省庁と連携して機微な発明の流出  
を防止するための特許出願非公開制度の着実な  
運用を実施していく。

## 事前分析表(概要)

評価期間: 令和6年度～令和8年度

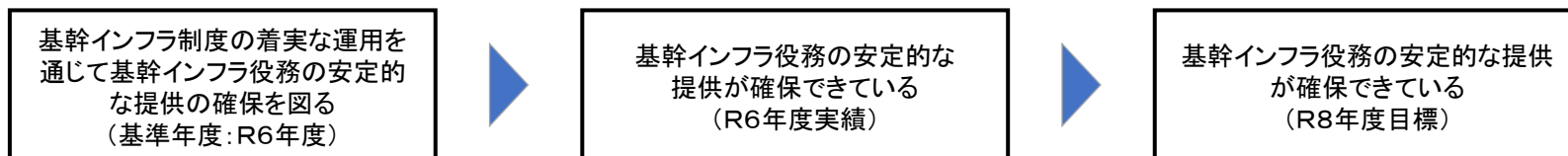
|          |                                                |
|----------|------------------------------------------------|
| 施策名      | 安全保障の確保に関する経済施策の推進                             |
| 施策目標     | 国家・国民の安全を経済面から確保                               |
| 中目標(Ⅱ)1  | 我が国の経済構造の自律性の向上                                |
| 中目標(Ⅰ)2  | 国民生活や産業に重大な影響が及ぶ状況を回避すべく、重要物資や原材料のサプライチェーンを強靱化 |
| 現状・課題    | 計12の物資を指定し、合計約2.4兆円の予算を確保(令和7年2月末時点)。          |
| 令和6年度の取組 | 特定重要物資の指定、民間事業者による取組の支援                        |



# 事前分析表(概要)

評価期間: 令和6年度～令和8年度

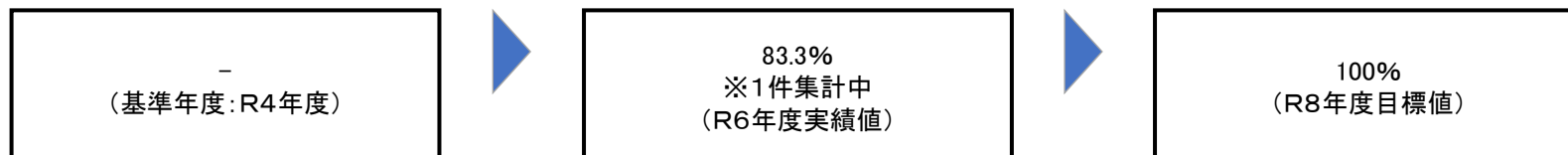
|          |                                                    |
|----------|----------------------------------------------------|
| 施策名      | 安全保障の確保に関する経済施策の推進                                 |
| 施策目標     | 国家・国民の安全を経済面から確保                                   |
| 中目標(Ⅱ)1  | 我が国の経済構造の自律性の向上                                    |
| 中目標(Ⅰ)2  | 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保                                 |
| 現状・課題    | 14分野を対象に、令和6年5月制度運用開始。<br>令和7年秋頃に、港湾についても制度運用開始予定。 |
| 令和6年度の取組 | 特定社会基盤事業者に対する事前届出制度(基幹インフラ制度)の運用                   |



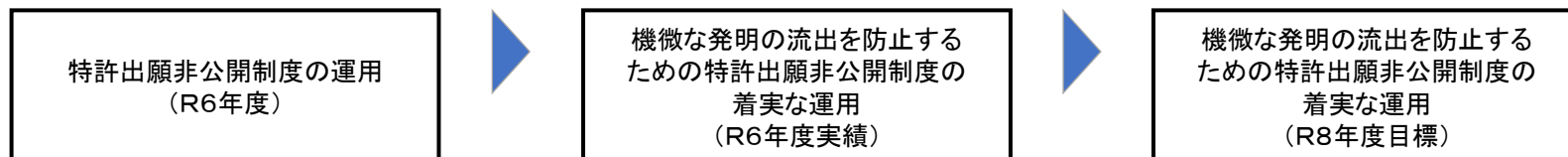
## 事前分析表(概要)

評価期間: 令和6年度～令和8年度

|          |                                               |
|----------|-----------------------------------------------|
| 施策名      | 安全保障の確保に関する経済施策の推進                            |
| 施策目標     | 国家・国民の安全を経済面から確保                              |
| 中目標(Ⅱ)2  | 他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保             |
| 中目標(Ⅰ)3  | 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用                    |
| 現状・課題    | 経済安全保障重要技術育成プログラム(Kプログラム)を通じて、特定重要技術の研究開発を支援。 |
| 令和6年度の取組 | 重要技術として支援する対象の選定及び支援の実施                       |



|          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 施策名      | 安全保障の確保に関する経済施策の推進                |
| 施策目標     | 国家・国民の安全を経済面から確保                  |
| 中目標(Ⅱ)2  | 他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保 |
| 中目標(Ⅰ)4  | 特許出願非公開化の措置を講じて機微な発明の流出を防止        |
| 現状・課題    | 令和6年5月制度運用開始。                     |
| 令和6年度の取組 | 特許庁から送付のあった発明について保全審査の運用          |



|         |                                                |
|---------|------------------------------------------------|
| 中目標(Ⅰ)1 | 国民生活や産業に重大な影響が及ぶ状況を回避すべく、重要物資や原材料のサプライチェーンを強靱化 |
| 測定指標1   | 供給確保計画に沿った物資の生産等の状況                            |

### 測定指標の選定理由

特定重要物資として12の物資を指定した上で、それら物資の安定供給確保を図るため、物資所管省庁において74件の供給確保計画を認定し、支援を行っているところ(令和5年度末時点)。  
当該中目標を達成するためには、供給確保計画に沿った物資の生産等が行われる必要があることから、測定指標として設定した。

|               |                |              | R6年度          | R7年度 | R8年度 |
|---------------|----------------|--------------|---------------|------|------|
| 目標値<br>(目標年度) | 100%<br>(R8年度) | 年度ごとの<br>目標値 | 100%          | 100% | 100% |
| 基準値<br>(基準年度) | 97%<br>(R5年度)  | 年度ごとの<br>実績値 | 令和7年内<br>確定予定 |      |      |

### 目標(値・年度)の設定根拠・ 実績値の把握方法

当該中目標を達成するためには、供給確保計画に沿った物資の生産等が行われる必要があることから、全ての供給確保計画について、計画に沿った生産等が行われることを目標とした。  
各年度において物資所管省庁からの報告を通じて把握する。

|         |                                                |
|---------|------------------------------------------------|
| 中目標(Ⅰ)1 | 国民生活や産業に重大な影響が及ぶ状況を回避すべく、重要物資や原材料のサプライチェーンを強靱化 |
| 参考指標1   | 計画認定件数                                         |

### 参考指標の選定理由

当該中目標を達成するためには、物資所管省庁において供給確保計画が認定される必要があることから、参考指標として設定した。

|               |               |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|---------------|---------------|--------------|------|------|------|
| 参考値<br>(参考年度) | 74件<br>(R5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 49件  |      |      |

### 参考指標(値・年度)の実績値の把握方法

各年度末時点の認定件数を把握する。

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 中目標(Ⅰ)2 | 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保       |
| 測定指標2   | 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する状況 |

### 測定指標の選定理由

我が国の経済構造の自律性の向上を達成するためには、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度(以下「基幹インフラ制度」という。)の着実な運用を通じて特定妨害行為を未然に防止することにより、基幹インフラ役務の安定的な提供を確保する必要があることから、測定指標として設定した。

|              |                                                   |             | R6年度                    | R7年度 | R8年度 |
|--------------|---------------------------------------------------|-------------|-------------------------|------|------|
| 目標<br>(目標年度) | 基幹インフラ役務の安定的な提供が確保できている<br>(R9年度)                 | 年度ごとの<br>目標 | 基幹インフラ役務の安定的な提供が確保できている |      |      |
| 基準<br>(基準年度) | 基幹インフラ制度の着実な運用を通じて基幹インフラ役務の安定的な提供の確保を図る<br>(R6年度) | 年度ごとの<br>実績 | 基幹インフラ役務の安定的な提供が確保できている |      |      |

### 目標(値・年度)の設定根拠・実績値の把握方法

当該中目標を達成するためには、基幹インフラ制度の着実な運用を通じて特定妨害行為を未然に防止していく必要があるが、数値化が困難なため、定性的目標として設定している。  
参考指標の実績値等を踏まえて判断する。

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 中目標(Ⅰ)2 | 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保 |
| 参考指標 2  | 事業所管省庁への届出件数       |

### 参考指標の選定理由

当該中目標を達成するためには、基幹インフラ制度に基づく事業所管省庁への届出により、特定重要設備の導入及び重要維持管理等の委託に関する状況を把握する必要があることから、参考指標として設定した。

|               |             |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|---------------|-------------|--------------|------|------|------|
| 参考値<br>(参考年度) | —<br>(R5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 972件 |      |      |

### 参考指標(値・年度)の 実績値の把握方法

各年度の事業所管省庁への届出件数を把握する。

|         |                                                                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中目標(Ⅰ)3 | 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用                                                                            |
| 測定指標3   | 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する状況<br>(経済安全保障重要技術プログラム(Kプログラム)の研究開発課題毎の評価の<br>タイミングにおいて、達成目標を達成した割合(%)) |

### 測定指標の選定理由

当該中目標を達成するためには、研究開発が着実に進捗していることが必要であることから、研究開発開始時に定められた各研究開発課題の達成目標の達成状況を測定指標として設定した。

|               |                |              | R6年度            | R7年度 | R8年度 |
|---------------|----------------|--------------|-----------------|------|------|
| 目標値<br>(目標年度) | 100%<br>(R9年度) | 年度ごとの<br>目標値 | 100%            | 100% | 100% |
| 基準値<br>(基準年度) | －<br>(R4年度)    | 年度ごとの<br>実績値 | 83.3%<br>※1件集計中 |      |      |

### 目標(値・年度)の設定根拠・ 実績値の把握方法

当該中目標を達成するためには、研究開発が着実に進捗していることが必要であることから、令和9年度に達成目標の達成割合100%と設定した。

(※研究開発期間は数年程度のスパンを基本としているため、令和9年度を目標年度とした。)

指定基金協議会等を通じて共有される情報により把握する。

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 中目標(Ⅰ)3 | 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用 |
| 参考指標3   | 協議会開催件数                    |

### 参考指標の選定理由

経済安全保障推進法に基づき官民伴走支援のために指定基金協議会を設置することとしていることから、当該中目標を達成するための参考指標として設定した。

|               |               |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|---------------|---------------|--------------|------|------|------|
| 参考値<br>(参考年度) | 13件<br>(R5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 24件  |      |      |

### 参考指標(値・年度)の 実績値の把握方法

各年度において開催件数を把握する(内閣府が協議会の事務局)。

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 中目標(Ⅰ)4 | 特許出願非公開化の措置を講じて機微な発明の流出を防止      |
| 測定指標4   | 特許出願非公開化の措置による機微な発明の流出の防止に関する状況 |

### 測定指標の選定理由

他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保を達成するためには、特許出願非公開制度の着実な運用を通じて、機微な発明の流出を防止する必要があることから、測定指標として設定した。

|              |                                           |             | R6年度                            | R7年度 | R8年度 |
|--------------|-------------------------------------------|-------------|---------------------------------|------|------|
| 目標<br>(目標年度) | 機微な発明の流出を防止するための特許出願非公開制度の着実な運用<br>(R9年度) | 年度ごとの<br>目標 | 機微な発明の流出を防止するための特許出願非公開制度の着実な運用 |      |      |
| 基準<br>(基準年度) | 特許出願非公開制度の運用<br>(R6年度)                    | 年度ごとの<br>実績 | 機微な発明の流出を防止するための特許出願非公開制度の着実な運用 |      |      |

### 目標(値・年度)の設定根拠・実績値の把握方法

当該中目標を達成するためには、特許出願非公開制度の運用により、安全保障上機微な発明の特許出願について、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにしていく必要があるが、数値化が困難なため定性的目標として設定している。  
参考指標の実績値等を踏まえて判断する。

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 中目標(Ⅰ)4 | 特許出願非公開化の措置を講じて機微な発明の流出を防止 |
| 参考指標4   | 保全審査件数                     |

### 参考指標の選定理由

当該中目標を達成するためには、特許出願非公開制度に基づく保全審査を必要に応じて行う必要があることから、参考指標として設定した。

|               |             |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|---------------|-------------|--------------|------|------|------|
| 参考値<br>(参考年度) | —<br>(R5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 90件  |      |      |

### 参考指標(値・年度)の 実績値の把握方法

各年度の保全審査件数を把握する。

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 中目標(Ⅰ)4 | 特許出願非公開化の措置を講じて機微な発明の流出を防止 |
| 参考指標5   | 保全指定件数                     |

参考指標の選定理由

当該中目標を達成するためには、特許出願非公開制度に基づく保全指定を必要に応じて行う必要があることから、参考指標として設定した。

|               |             |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|---------------|-------------|--------------|------|------|------|
| 参考値<br>(参考年度) | —<br>(R5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 0件   |      |      |

参考指標(値・年度)の実績値の把握方法

各年度の保全指定件数を把握する。

### (1) 参考となる情報

- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針（令和4年9月30日閣議決定）
- 経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）
- 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）

### (2) 施策に関連する主な内閣府事業（開始年度）

- 経済安全保障の確保の推進に必要な経費（令和5年度）  
行政レビュー番号0008

### (3) 施策に関する主な他省庁の事業

- 特定重要物資の安定供給確保の取組について

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/supply\\_chain/supply\\_chain.html#jisseki](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/supply_chain/supply_chain.html#jisseki)



# 内閣府本府政策体系に掲げる 令和6年度実施施策に係る 政策評価書（1年目評価）

|                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| 政策名             | 食品安全                    |
| 施策名             | 食品健康影響評価に関する施策の推進       |
| 担当部局・<br>作成責任者名 | 食品安全委員会事務局<br>総務課長 藤田一郎 |
| 評価実施時期          | 令和7年8月                  |

# ロジックモデル

## 解決すべき問題・課題

食品健康影響評価を適切に実施し、リスク管理機関によるリスク管理措置への反映及び国民の食品安全に対する理解増進を図ることにより、国民の食品の安全を確保する。

## 評価期間: 令和6年度～令和10年度

## 施策の概要

食品の安全性確保において国民の健康保護が最も重要であるという基本的認識の下、食品安全を取り巻く状況の変化に即した的確なリスク評価及びリスクコミュニケーションを実施する。

### 事業の概要(アクティビティ)

食品安全を取り巻く状況の変化の中、食品健康影響評価を的確に実施するため、最新の科学的知見を集積・体系化することを目指し、計画的・戦略的に研究を実施

【インプット】  
食品健康影響評価技術の研究に必要な経費: 1.88億円※1

食品健康影響評価の実施

リスクコミュニケーションの実施

【インプット】  
リスクコミュニケーション実施経費: 0.24億円

### 活動実績(アウトプット)

ロードマップ※2に沿って年度ごとに「優先実施課題」を設定した上で研究課題を公募し、採択した研究課題を実施

①

研究成果をガイドライン作成、評価基準の策定、食品健康影響評価に必要なデータの整備、食品健康影響評価手法の開発等に活用

②

質が高い食品健康影響評価書等の作成

地方公共団体・関係省庁と連携し、報道関係者、一般消費者等を対象にリスク評価の内容に関する意見交換を実施

④

食品安全委員会の開催結果や食品の安全性に関する情報をSNSで発信

⑤

### 中目標(アウトカム)

※1 当該事業は競争的資金制度であり、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」等にもとづいてマネジメントサイクルを回しながら、計画的・戦略的に実施するとともに、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日 内閣総理大臣決定)を踏まえて、外部有識者による追跡評価等を実施している。

※2 「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性」

※3 赤枠部分については、食品安全委員会の主たる業務である。

評価結果をリスク管理へ反映(リスク管理機関が実施)

①③

国民の食品健康影響評価等に対する理解の増進

②③

### 施策目標(インパクト)

国民の食品の安全の確保

### 【測定指標(参考指標)】

- ①食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況
- ②リスク評価の内容等に関する意見交換会参加者に対するアンケート調査において「内容についての理解度が増進した者」の割合の増加
- ③食品安全委員会公式Facebookにフォロワー登録している者の実数
- ①当該年度に実施した研究課題数
- ②研究終了後2.5年時点での活用状況
- ③直近1年間の食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況
- ④リスク評価の内容等に関する意見交換会の開催回数
- ⑤Facebookでの記事投稿数

※●は測定指標、○は参考指標を表す

## 評価期間中の取組

「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について(ロードマップ)」を踏まえ、優先実施課題を設定して研究課題を公募した。令和6年度は18課題(令和4年度採択分2課題、令和5年度採択分7課題及び令和6年度採択分9課題)を実施した。

【当該年度に実施した研究課題数】(参考指標①)

14  
(参考年度: R5年度)

【研究終了後2.5年時点での活用状況】(参考指標②)

67%  
(参考年度: R5年度)

食品健康影響評価の実施については、令和6年度の測定期間である令和4年10月1日から令和5年9月30日の間において74件の評価・答申を行った。

【食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況】(測定指標①)

62%  
(基準年度: R3年度～R5年度の平均))

【直近1年間の食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況】(参考指標③)

85%  
(基準年度: R3年度～R5年度の平均))

## 評価期間中の取組に対する分析

実施件数は堅調に推移している。  
研究終了後2.5年目の研究課題に対する追跡調査において、食品安全委員会のリスク評価やガイドラインに活用された研究課題は、終了課題のうち50%(令和6年度)となっており、令和5年度の67%より低くなったが、現時点で活用されていない研究課題も、将来的な活用が見込まれている。

18  
(最終年度実績値)

50%  
(最終年度実績値)

リスク評価・答申したうち措置が講じられた割合については目標値を下回ったが、リスク管理機関において評価を踏まえた基準策定等の対応が検討されているところである。

令和7年7月頃確定  
(最終年度実績値)

62%以上  
(目標値)

令和7年7月頃確定  
(最終年度実績値)

## 今後の方向性

引き続き、最新の科学的知見や、国際動向等を踏まえつつ、リスク評価への一層の活用、国民への分かりやすさの点も考慮し、さらに効率的かつ効果的な研究の実施を加速化していく。

リスク管理措置の実施に当たっては、法令の改正等、一定の期間を要する場合もあることから、措置の実施に向けた最新のスケジュールを把握できるよう管理機関側と連携していく。

## 評価期間中の取組

## 評価期間中の取組に対する分析

## 今後の方向性

リスク評価結果や食品安全に関する科学的な知識の理解促進のため、各種ネット媒体や広報誌で情報提供、報道関係者や一般市民、学生等対象とした意見交換会を実施した。

受け手のニーズや知識量に合わせて講演資料や説明を工夫するなど、多くの人に理解しやすい情報提供を意識したことが、目標達成につながったと考えられる。

国民のリスク評価に対する理解増進を図るべく、効果的な意見交換会と情報発信の必要性が高い。引き続き既存の取組を実施する。

【リスク評価の内容等に関する意見交換会参加者に対するアンケート調査において「内容についての理解度が増進した者」の割合の増加】(測定指標②)

88.7%  
(基準年度: H25年度～H27年度の平均)

97.8%  
(最終年度実績値)

88.7%以上  
(目標値)

【食品安全委員会公式Facebookにフォロワー登録している者の実数】(測定指標③)

7,792  
(基準年度: R4年度及びR5年度の平均)

8,363  
(最終年度実績値)

直近2か年の平均値以上  
(目標値)

【リスク評価の内容等に関する意見交換会の開催回数】(参考指標④)

19回  
(参考年度: R5年度)

23回  
(最終年度実績値)

【Facebookでの記事投稿数】(参考指標⑤)

144  
(参考年度: R5年度)

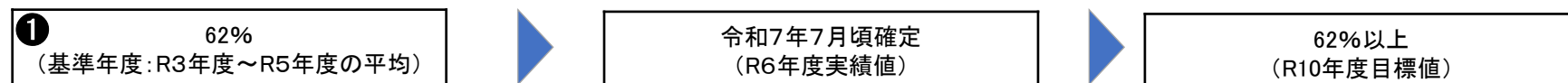
158  
(最終年度実績値)

# 事前分析表(概要)

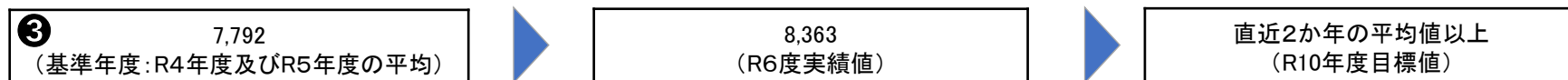
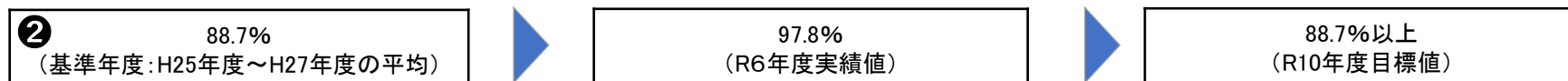
評価期間: 令和6年度～令和10年度

|      |                   |
|------|-------------------|
| 施策名  | 食品健康影響評価に関する施策の推進 |
| 施策目標 | 国民の食品の安全の確保       |

|          |                                                    |
|----------|----------------------------------------------------|
| 中目標1     | 評価結果をリスク管理へ反映(リスク管理機関が実施)                          |
| 現状・課題    | リスク評価の結果がリスク管理措置へ遅滞なく反映されている必要がある。                 |
| 令和6年度の取組 | 食品健康影響評価について、令和4年10月1日から令和5年9月30日の間に74件の評価・答申を行った。 |



|          |                                                                                           |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中目標2     | 国民の食品健康影響評価等に対する理解の増進                                                                     |
| 現状・課題    | 科学的な根拠に基づかない情報や知識不足に起因する食中毒発生が後を絶たない現状にある。このため、消費者等に対して科学的な根拠に基づく情報を広く伝播し行動変容を促していく必要がある。 |
| 令和6年度の取組 | リスク評価結果や食品安全に関する科学的な知識の理解促進のため、各種ネット媒体等による情報提供や報道関係者・一般市民等を対象とした意見交換会を実施。                 |



|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 中 目 標 1 | 評価結果をリスク管理へ反映(リスク管理機関が実施) |
| 測定指標1   | 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況    |

### 測定指標の選定理由

リスク評価の結果がリスク管理措置へ遅滞なく反映されているか把握する観点から設定。

|               |                           |              | R6年度          | R7年度      | R8年度      | R9年度      | R10年度     |
|---------------|---------------------------|--------------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 目標値<br>(目標年度) | 62%以上<br>(毎年度)            | 年度ごとの<br>目標値 | 62%<br>以上     | 62%<br>以上 | 62%<br>以上 | 62%<br>以上 | 62%<br>以上 |
| 基準値<br>(基準年度) | 62%<br>(R3年度～R5<br>年度の平均) | 年度ごとの<br>実績値 | 令和7年<br>7月頃確定 |           |           |           |           |

### 目標標(値・年度)の設定根拠・ 実績値の把握方法

#### 【目標標(値・年度)の設定根拠】

リスク評価結果のリスク管理措置への反映は、案件によって反映に要する時間が異なることから、あらかじめ具体的な数値を目標として設定することが困難。他方で、過去の平均値を上回ること、一定程度滞りなくリスク管理措置に反映されたと評価できるものと考えことから、過去3年(R3年度～R5年度)の実績(リスク管理措置済)の平均(62%)を基に設定。(なお、リスク管理措置に反映されていない案件については、別途理由まで調査している。)

#### 【実績値の把握方法】

食品安全基本法第23条第1項第4号に基づくリスク管理機関の施策(リスク管理措置)の実施状況を監視するための調査。

対象品目は、調査年の前々年10月1日から前年9月30日の間に通知を行った品目に加え、調査年の前々年9月30日以前に通知が行われたが、前回調査でリスク管理措置が講じられていなかった品目。

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 中 目 標 1 | 評価結果をリスク管理へ反映(リスク管理機関が実施) |
| 参考指標1   | 当該年度に実施した研究課題数            |

### 参考指標の選定理由

施策目標を達成するためには、リスク管理措置へ反映されるリスク評価を的確に実施していかなければならず、そのためには最新の科学的知見の集積・体系化、及びリスク評価手法の開発・改良を行う不断の取組が必要であることから、毎年度に実施する研究課題数を参考指標として設定。

|               |              |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|--------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 14<br>(R5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 18   |      |      |      |       |

### 実績値の把握方法

研究成果報告書の数から把握。

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 中 目 標 1 | 評価結果をリスク管理へ反映(リスク管理機関が実施) |
| 参考指標2   | 研究終了後2.5年時点での活用状況         |

### 参考指標の選定理由

実施した研究課題がリスク評価の各段階において活用されていることが重要であることから、活用状況を参考指標として設定。

|               |               |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|---------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 67%<br>(R5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 50%  |      |      |      |       |

### 実績値の把握方法

作成した評価書、評価指針、ガイドライン、リスクプロファイル等から活用数を積み上げ、割合を算出する。

|         |                              |
|---------|------------------------------|
| 中 目 標 1 | 評価結果をリスク管理へ反映(リスク管理機関が実施)    |
| 参考指標3   | 直近1年間の食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況 |

### 参考指標の選定理由

食品健康影響評価の結果通知後、リスク管理措置がどの程度迅速には反映されているかを把握する参考指標として設定。

|               |                           |              | R6年度          | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|---------------------------|--------------|---------------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 85%<br>(R3年度～R5<br>年度の平均) | 年度ごとの<br>実績値 | 令和7年<br>7月頃確定 |      |      |      |       |

### 実績値の把握方法

食品安全基本法第23条第1項第4号に基づくリスク管理機関の施策(リスク管理措置)の実施状況を監視するための調査の対象品目のうち、調査年の前々年10月1日から前年9月30日時点の間に通知を行った品目の、調査年9月30日時点でのリスク管理措置率。

|         |                                                              |
|---------|--------------------------------------------------------------|
| 中 目 標 2 | 国民の食品健康影響評価等に対する理解の増進                                        |
| 測定指標2   | リスク評価の内容等に関する意見交換会参加者に対するアンケート調査において「内容についての理解度が増進した者」の割合の増加 |

### 測定指標の選定理由

アンケート調査結果における「内容についての理解度が増進した者」の割合の把握により、実施した意見交換会等が国民の食品健康影響評価等に対する理解の増進に寄与しているか把握できるため、指標として設定。

|               |                               |              | R6年度        | R7年度        | R8年度        | R9年度        | R10年度       |
|---------------|-------------------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 目標値<br>(目標年度) | 88.7%以上<br>(毎年度)              | 年度ごとの<br>目標値 | 88.7%<br>以上 | 88.7%<br>以上 | 88.7%<br>以上 | 88.7%<br>以上 | 88.7%<br>以上 |
| 基準値<br>(基準年度) | 88.7%<br>(H25年度～H27<br>年度の平均) | 年度ごとの<br>実績値 | 97.8%       |             |             |             |             |

### 目標標(値・年度)の設定根拠・ 実績値の把握方法

#### 【目標標(値・年度)の設定根拠】

継続して高い理解度を達成していることを測定するために、概ね9割の理解度であったH25年度～H27年度の平均値より毎年度増加することを目標として設定。なお、意見交換会の内容によって理解度に差が生じるため3か年度の平均をとっている。

#### 【実績値の把握方法】

リスク評価の内容等に関する意見交換への参加者に対するアンケート調査結果より集計。

(実績値の算出式: リスク評価の内容について理解度が増進した者 ÷ 意見交換会参加者アンケート回答者 × 100)

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 中 目 標 1 | 評価結果をリスク管理へ反映(リスク管理機関が実施) |
| 参考指標4   | リスク評価の内容等に関する意見交換会の開催回数   |

### 参考指標の選定理由

食品健康影響評価等に関する理解の増進のためには、継続的な意見交換会の開催が必要であることから、参考指標として設定。

|               |               |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|---------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 19回<br>(R5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 23回  |      |      |      |       |

### 実績値の把握方法

意見交換会の開催数を積み上げ、実績値として算出。

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 中 目 標 2 | 国民の食品健康影響評価等に対する理解の増進             |
| 測定指標3   | 食品安全委員会公式Facebookにフォロワー登録している者の実数 |

### 測定指標の選定理由

食品安全委員会の取組や食品の安全性に関する情報について、国民の理解増進を図るための主要ツールとなっているFacebookのフォロワー登録者数を普及啓発の推進の指標として設定。

|               |                              |              | R6年度                                | R7年度            | R8年度            | R9年度            | R10年度           |
|---------------|------------------------------|--------------|-------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 目標値<br>(目標年度) | 直近2か年の<br>平均値以上<br>(毎年度)     | 年度ごとの<br>目標値 | 7,792<br>(R4年度及びR5<br>年度の平均値)<br>以上 | 直近2か年の<br>平均値以上 | 直近2か年の<br>平均値以上 | 直近2か年の<br>平均値以上 | 直近2か年の<br>平均値以上 |
| 基準値<br>(基準年度) | 7,792<br>(R4年度及びR5<br>年度の平均) | 年度ごとの<br>実績値 | 8,363                               |                 |                 |                 |                 |

### 目標標(値・年度)の設定根拠・ 実績値の把握方法

#### 【目標標(値・年度)の設定根拠】

継続して情報発信を行い情報源としての信頼性を増進していることを継続的に測定するために、毎年度直近2か年度の平均値より増加することを目標として設定。なお、事件等の影響を最小限にするために2か年の実数を平準化した数値とした。

#### 【実績値の把握方法】

食品安全委員会公式Facebookのフォロワー数を集計。

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 中 目 標 1 | 評価結果をリスク管理へ反映(リスク管理機関が実施) |
| 参考指標5   | Facebookでの記事投稿数           |

### 参考指標の選定理由

食品安全委員会の取組や食品の安全性に関する情報について、広く情報発信する取組を示すものとして、参考指標に設定。

|               |               |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|---------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 144<br>(R5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 158  |      |      |      |       |

### 実績値の把握方法

食品安全委員会公式Facebookに投稿した記事の数を集計。

### (1) 参考となる情報(施策に関連する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの))

#### ○第213回国会 自見大臣所信表明(令和6年2月14日(衆議院)、令和6年3月7日(参議院))

食品安全については、国民の健康の保護を最優先に、食品の安全性の確保のため、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行います。

また、評価結果等についてリスクコミュニケーションを実施してまいります。

### (2) 施策に関連する主な内閣府事業概要

#### ○食品健康影響評価技術の研究に必要な経費(開始H17年度)

- ・ 食品安全委員会は食品安全のリスク評価(食品健康影響評価)を担う我が国唯一のリスク評価機関であり、役割を果たすために最新の科学的知見の集積・体系化、リスク評価方法の開発・改良を行うとともに、実際のリスク評価につながる成果を得るために「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」等にもとづいてマネジメントサイクルを回しながら、計画的・戦略的に研究を実施するものである。
- ・ 本事業は「研究領域設定型」の競争的研究費制度により実施する行政課題解決型の委託研究事業である。研究課題を、大学、独立行政法人、国立試験研究機関等の研究機関に所属する研究者又は研究グループに幅広く公募し、外部有識者を含む研究・調査企画会議による事前評価を経て採択を決定し、研究資金を交付する。あわせて「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日 内閣総理大臣決定)に基づいて、評価の実施、研究成果の公表を行っている。
- ・ 各研究課題はマネジメントサイクルの一環として中間評価・事後評価を受けることによって研究の質が担保されている。また、研究の実施により得られた成果については、食品安全委員会が実施するリスク評価の各段階で活用されるとともに、一般消費者、行政、メディア、食品関係事業者、専門家といった関係者への普及を行っている。

#### ○リスクコミュニケーション実施経費(開始H15年度)

食品安全委員会が行う食品健康影響評価(以下「リスク評価」という。)結果等について国民への丁寧な説明、情報発信、また関係者間の情報及び意見の交換(以下「リスクコミュニケーション」という。)を企画・実施することにより、食品安全に関する国民の知識と理解を深めることを目的とする。目的を達成するため、本事業において食品安全行政の関係省庁である厚生労働省、農林水産省及び消費者庁等とも連携を図りつつ、ホームページ、X、Facebook、メールマガジン、ブログ及びYouTubeなどのネット媒体や広報誌、ポスター等の紙媒体での情報提供、報道関係者や学校教育関係者を重点対象者とした意見交換会等を行うことにより、リスク評価結果や食品の安全性に関する科学的な知識等について国民にわかりやすく説明する。

# 政策評価書(旧施策)

## 政策名／施策名：食品安全の確保に必要な総合的施策の推進

### 評価期間：令和元年度～令和5年度

#### 旧施策の実績・実施状況

報道関係者や学校教育関係者、学生、一般消費者等を対象に意見交換会を実施した。リスク評価の内容等に関する意見交換会等への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合を、基準値(平成25年度～平成27年度平均の88.7%)と比較することで施策の達成度を測った。各年度の実績値は下記の通り、全評価期間において、目標値を達成することができた。

令和元年度：95.4%

令和2年度：100%

令和3年度：97.5%

令和4年度：95.5%

令和5年度：97.6%

食品安全委員会の行うリスク評価の内容等に関する理解増進を図るために、食品安全委員会の活動等の情報や閲覧者の関心に配慮した内容をWebサイトに掲載した。

Webサイトアクセス数実績

令和元年度：219万件

令和2年度：217万件

令和3年度：237万件

令和4年度：284万件

令和5年度：371万件

#### 旧施策の評価結果

食品健康影響評価の内容等に関する意見交換会に関しては、評価期間を通して目標値を達成することができた。これは、意見交換会の開催に当たり、地方公共団体等と連携して、事前の打合せを丁寧に行い、参加者のニーズを十分に把握するとともに、事務局内で説明資料等の改善を繰り返し行ったことが有効であったと考える。

Webサイトのアクセス数の目標値を達成することができた。これは、リスク評価結果の迅速な掲載及び閲覧者の関心に配慮した情報掲載を行ったことが有効であったと考える。

##### 測定指標1

(実績値根拠データ)

リスク評価の内容等に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査

(算出方法)

リスク評価の内容について理解度が増進した者 ÷ 意見交換会参加者アンケート回答者 × 100

##### 測定指標2

(実績値根拠データ)

食品安全委員会ウェブサイト全閲覧数



# 内閣府本府政策体系に掲げる 令和6年度実施施策に係る 政策評価書（1年目評価）

|                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| 政策名             | 日本学術会議                  |
| 施策名             | 日本学術会議に関する施策の推進         |
| 担当部局・<br>作成責任者名 | 日本学術会議事務局<br>企画課長 水本 圭祐 |
| 評価実施時期          | 令和7年8月                  |

# ロジックモデル

評価期間: 令和6年度～令和8年度

## 解決すべき問題・課題

わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。

## 施策の概要

各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等を設置、開催して、科学に関する重要事項の審議を行うことにより、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府、社会に対する提言等を行う。

### 事業の概要(アクティビティ)

各国アカデミーとの交流等の国際的な活動

【インプット】  
2.17億円

科学者間ネットワークの構築

【インプット】  
0.07億円

科学の役割についての普及・啓発

【インプット】  
0.06億円

政府・社会等への提言等

### 活動実績(アウトプット)

国際会議の日本開催、国際会議への参加及び国際学術団体の総会等への代表派遣 ①

科学者等を対象とした地区会議公開学術講演会の開催 ④

国民を対象とした学術フォーラムの開催 ⑥

提言等の作成・発信

### 中目標(アウトカム)

地球規模課題への対応のため、各国アカデミーとの連携を強化する。 ②③

科学者間交流を推進し、科学者内の連携・協力体制を強化する。 ⑤

科学の役割についての国民の認識の向上。 ⑦

社会課題等に関する科学的に中立的な提言等の提供等

### 施策目標(インパクト)

わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。

### 【測定指標(参考指標)】

- ① 共同主催国際会議の開催件数、国際シンポジウムの開催回数、アジア学術会議の開催回数、G7サミット等に対する提言として発出した共同声明の数、国際学術団体の総会等への派遣回数
- ② 開催した国際シンポジウムの事後アンケートでシンポジウムを肯定的に評価した者の割合
- ③ 開催した国際会議への参加人数、共同声明にて提言したものうち、G7サミット等で扱われたテーマの数、派遣した国際会議の平均参加者数
- ④ 地区会議公開学術講演会の開催回数
- ⑤ 地区会議公開学術講演会の参加者数(1回当たり平均値)
- ⑥ 日本学術会議主催学術フォーラム等の開催回数
- ⑦ 学術フォーラムの参加者数(1回当たり平均値)

## 評価期間中の取組

## 評価期間中の取組に対する分析

## 今後の方向性

### ○各国アカデミーとの交流等の国際的な活動

科学的知見が世界の政策形成に反映されるよう、G7各国等の科学アカデミーと連携して、G7サミット等の議題に関し科学的立場から意見を集約し、共同声明を発出するほか、学術研究団体との共同主催国際会議や持続可能な社会の実現に向けた地球規模の課題を議論する国際会議の開催、アジア地域における学術的な共同研究と協力を促進するために設立されたアジア学術会議に関連する活動、国際学術団体への加入、国際学術団体総会等への代表派遣などを通じ、国際学術団体との連携等を図っている。

開催した国際シンポジウムの事後アンケートでシンポジウムを肯定的に評価した者の割合  
55%  
(半数以上が肯定的に評価していること)

開催した国際シンポジウムの事後アンケートでシンポジウムを肯定的に評価した者の割合は94%であった。その他においても目標毎に設定されている指標について達成されている。

94%  
(最終年度実績値)

80%以上  
(目標値)

引き続き既存の取組を実施する。

### ○科学者間ネットワークの構築

科学者間のネットワーク構築に寄与するため、各地域で、日本学術会議で集積した研究成果や学術情報の提供を行うほか、地域の科学者からの意見・要望等を聴取するため、科学者懇談会、地区会議公開学術講演会を開催する。

地区会議公開学術講演会の開催件数  
7回  
(基準年度：R5年度)

地域及び最近の話題などをテーマとした地区会議公開学術講演会を開催しており、参加者は微増傾向にあることから、地域の学術振興、科学者ネットワークの構築に貢献しているといえる。

7回  
(最終年度実績値)

地域社会と関係の深いテーマや時宜に合ったテーマ、演者を選定し、魅力的な講演会を開催し、引き続き参加者の増加に努める。

### ○科学の役割についての普及・啓発

科学的・学術的な成果を国民に還元するための活動として、学術フォーラムを開催している。学術フォーラムは、日本学術会議会員等が講演、パネルディスカッション等を行い、科学の成果を国民に分かりやすく伝えようと、国民と双方のやり取りがなされるよう構成した公開講演会である。また、科学の役割についての普及・啓発等のために図書館を設けているが、この図書館は、国立国会図書館法の規定により国会図書館の支部図書館として指定されており、各所属機関の特色に応じた資料を所蔵する専門的な図書館となることを求められているため、関連書籍の収集を行っている。

日本学術会議主催学術フォーラム等の開催回数  
8回  
(基準年度：R5年度)

学術会議の開催においては、コロナ禍を発端としたオンライン化の取組により、地理的な理由で会場への参加が難しかった面もあったが、オンラインによる一般の参加者も増加傾向にある。

5回  
(最終年度実績値)

引き続き、日本学術会議ホームページやSNS、YouTubeチャンネルを活用した情報発信の強化を図り、科学への理解を深めるとともに、参加者の増加に努める。

# 事前分析表(概要)

評価期間: 令和6年度～令和8年度

|          |                                                                                                                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策名      | 日本学術会議に関する施策の推進                                                                                                                                              |
| 施策目標     | わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。                                                                                                   |
| 中目標1     | 地球規模課題への対応のため、各国アカデミーとの連携を強化する。                                                                                                                              |
| 現状・課題    | 日本学術会議は日本の科学者の内外に対する代表機関であり、国際会議の日本開催、国際会議への参加、国際学術団体等の総会への代表派遣といった国際活動を通じて、学術の進歩と世界の諸問題の解決に寄与している。課題としては、加入国際学術団体での活動成果について広報等を通じて、活動に対する国民の理解を得られるよう努めていく。 |
| 令和6年度の取組 | 目標毎に設定されている指標について達成されている。                                                                                                                                    |

開催した国際シンポジウムの事後アンケートでシンポジウムを肯定的に評価した者の割合  
55%  
(半数以上が肯定的に評価していること)



94%  
(R6年度実績値)



80%以上  
(R8年度目標値)

|          |                                                                                                                                  |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中目標2     | 科学者間交流を推進し、科学者内の連携・協力体制を強化する。                                                                                                    |
| 現状・課題    | 各地区において、地域及び最近の話題などをテーマとした地区会議主催公開学術講演会、地域の科学者の意見を聴く場である科学者懇談会を開催し、地域の学術振興、科学者ネットワークの構築を図っているところ、可能な限り開催経費を抑えつつ、参加者数を増加させる必要がある。 |
| 令和6年度の取組 | 各地区において、地域及び最近の話題などをテーマとした地区会議主催公開学術講演会、地域の科学者の意見を聴く場である科学者懇談会を合計7回開催し、地域の学術振興、科学者ネットワークの構築に貢献した。                                |

地区会議公開学術講演会の開催回数  
7回  
(参考年度: R5年度)

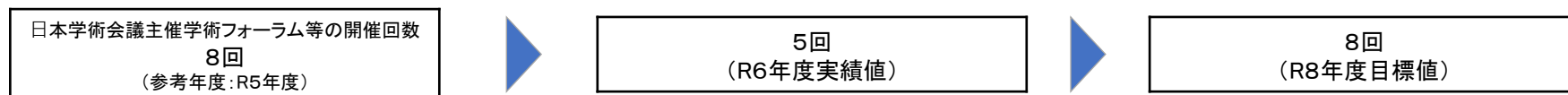


7回  
(R6年度実績値)



7回  
(R8年度目標値)

|          |                                                                                               |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中目標3     | 科学の役割についての国民の認識の向上。                                                                           |
| 現状・課題    | 学術フォーラムは、国民の関心が高い科学的、学術的な研究成果を科学者のみならず一般社会に還元し、科学への理解を深めること等を目的としてるが、まだまだ一般国民等への普及・啓発が十分ではない。 |
| 令和6年度の取組 | 学術フォーラムの開催において、日本学術会議ホームページやSNSでの啓発のほか、YouTubeチャンネルを活用し開催内容を発信するなど情報発信の強化を図り一般社会への理解に努めた。     |



|         |                                          |
|---------|------------------------------------------|
| 中 目 標 1 | 地球規模課題への対応のため、各国アカデミーとの連携を強化する。          |
| 測定指標1   | 開催した国際シンポジウムの事後アンケートでシンポジウムを肯定的に評価した者の割合 |

### 測定指標の選定理由

国際シンポジウムの開催は、日本学術会議の国際活動のうち、科学者の意見を政策決定過程に効果的に反映するために活動する事業である。アンケート結果を測定指標に掲げ、その実績値を分析することが事業の内容改善の一助となると考えられるため、アンケート結果を測定指標に掲げた。

|               |                   |              | R6年度  | R7年度  | R8年度  | R9年度  | R10年度 |
|---------------|-------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値<br>(目標年度) | 80%以上<br>(令和10年度) | 年度ごとの<br>目標値 | 80%以上 | 80%以上 | 80%以上 | 80%以上 | 80%以上 |
| 基準値<br>(基準年度) | 55%               | 年度ごとの<br>実績値 | 94%   |       |       |       |       |

### 目標(値・年度)の設定根拠・ 実績値の把握方法

基準値は本指標を用い始めた令和4年度の値(半数以上が肯定的に評価となる55%)を継続しつつ、目標値は令和4(86%)・5年度(98%)(2か年)の成果実績を踏まえ設定した。  
(開催年により会議のテーマも対象者も異なることから前年度の値は目標値とはせず)  
実績値はシンポジウム参加者へのアンケート結果により把握。

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 中 目 標 1 | 地球規模課題への対応のため、各国アカデミーとの連携を強化する。 |
| 参考指標1   | 共同主催国際会議の開催件数                   |

### 参考指標の選定理由

共同主催国際会議の開催は、日本学術会議の国際活動の柱の一つであり、その活動状況を測る一つの参考指標として、会議の開催件数を掲げた。

|               |               |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|---------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 6件<br>(令和6年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 6件   |      |      |      |       |

### 参考指標の実績値の把握方法

共同主催国際会議の開催件数

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 中 目 標 1 | 地球規模課題への対応のため、各国アカデミーとの連携を強化する。 |
| 参考指標2   | 国際シンポジウムの開催回数                   |

### 参考指標の選定理由

国際シンポジウムの開催は、日本学術会議の国際活動の柱の一つであり、その活動状況を測る一つの参考指標として、会議の開催回数を掲げた。

|               |               |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|---------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 1回<br>(令和6年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 1回   |      |      |      |       |

### 参考指標の実績値の把握方法

国際シンポジウムの開催回数

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 中 目 標 1 | 地球規模課題への対応のため、各国アカデミーとの連携を強化する。 |
| 参考指標3   | アジア学術会議の開催回数                    |

### 参考指標の選定理由

アジアにおける科学に関する意見交換プラットフォームとしてアジア学術会議を年1回開催することが、アジア地域における学術的な協力の促進につながるため。

|               |               |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|---------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 1回<br>(令和6年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 1回   |      |      |      |       |

### 参考指標の実績値の把握方法

アジア学術会議の開催回数

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 中 目 標 1 | 地球規模課題への対応のため、各国アカデミーとの連携を強化する。 |
| 参考指標4   | G7サミット等に対する提言として発出した共同声明の数      |

参考指標の選定理由

科学的見地からの提言がG7サミット等でもテーマとして扱われることが、G7サミット等の議論に貢献することにつながるため。

|               |               |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|---------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 4件<br>(令和6年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 11件  |      |      |      |       |

参考指標の実績値の把握方法

G7アカデミー間での検討等も踏まえ主催国が選定した共同声明のテーマ数。

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 中 目 標 1 | 地球規模課題への対応のため、各国アカデミーとの連携を強化する。 |
| 参考指標5   | 国際学術団体の総会等への派遣回数                |

### 参考指標の選定理由

より多くの国際学術団体の総会等へ派遣することが世界の学界との連携、国際学術団体の運営への参画等や日本の学術の動向の発信につながるため、その活動状況を測る一つの参考指標として、派遣回数を掲げた。

|               |                |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|----------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 25回<br>(令和6年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 27回  |      |      |      |       |

### 参考指標の実績値の把握方法

国際学術団体の総会等への派遣回数

|         |                                            |
|---------|--------------------------------------------|
| 中 目 標 1 | 地球規模課題への対応のため、各国アカデミーとの連携を強化する。            |
| 参考指標6   | 開催した国際会議への参加人数<br>(上段:共同主催国際会議、下段:アジア学術会議) |

### 参考指標の選定理由

共同主催国際会議:日本学術会議が行う共同主催国際会議は、規模、内容が様々であり、定量的に比較できる数値は参加人数となるため。

アジア学術会議:主催機関は毎年変わるため、定量的に比較できる数値は参加人数となるため。

|               |                            |              | R6年度            | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|----------------------------|--------------|-----------------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 11,900人<br>(令和6年度)<br>200人 | 年度ごとの<br>実績値 | 13,146人<br>350人 |      |      |      |       |

### 参考指標の実績値の把握方法

共同主催国際会議:各共同主催機関がカウントした参加人数を足し合わせた人数。

アジア学術会議:主催機関がカウントした参加人数。

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 中 目 標 1 | 地球規模課題への対応のため、各国アカデミーとの連携を強化する。   |
| 参考指標7   | 共同声明にて提言したもののうち、G7サミット等で扱われたテーマの数 |

参考指標の選定理由

定量的な数値は、G7サミット等で扱われたテーマの数のみとなるため。

|               |               |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|---------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 4件<br>(令和6年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 8件   |      |      |      |       |

参考指標の実績値 の把握方法

G7サミット等で扱われたテーマの数

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 中 目 標 1 | 地球規模課題への対応のため、各国アカデミーとの連携を強化する。 |
| 参考指標8   | 派遣した国際会議の平均参加者数                 |

参考指標の選定理由

国際学術団体の総会等は規模、内容が様々であり、定量的に比較できる数値は参加者数となるため。

|               |                 |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|-----------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 645人<br>(令和6年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 975人 |      |      |      |       |

参考指標の実績値 の把握方法

派遣した国際会議の平均参加者数

|         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 中 目 標 2 | 科学者間交流を推進し、科学者内の連携・協力体制を強化する。 |
| 参考指標1   | 地区会議公開学術講演会の開催回数              |

### 参考指標の選定理由

地区会議公開講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの参考指標として、開催回数を掲げた。

|               |               |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|---------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 基準値<br>(基準年度) | 7回<br>(令和5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 7回   |      |      |      |       |

### 参考指標の実績値 の把握方法

実績値は、地区会議公開学術講演会の開催回数により把握している。

|         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 中 目 標 2 | 科学者間交流を推進し、科学者内の連携・協力体制を強化する。 |
| 参考指標2   | 地区会議公開学術講演会の参加者数(1回当たり平均値)    |

### 参考指標の選定理由

地区会議公開学術講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの参考指標として、参加者数(1回当たり平均値)を掲げた。

|               |                 |              | R6年度   | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|-----------------|--------------|--------|------|------|------|-------|
| 基準値<br>(基準年度) | 200人<br>(令和5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 188.5人 |      |      |      |       |

### 参考指標の実績値 の把握方法

地区会議公開学術講演会の開催に際し、参加者は事前申込制となっており、その申込数と当日の受付記録で確認している。

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 中 目 標 3 | 科学の役割についての国民の認識の向上。   |
| 参考指標1   | 日本学術会議主催学術フォーラム等の開催回数 |

### 参考指標の選定理由

学術フォーラムは、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの参考指標として、開催回数を掲げた。

|               |              |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|--------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 基準値<br>(基準年度) | 8回<br>(R5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 5回   |      |      |      |       |

### 参考指標の実績値 の把握方法

年度内に開催された、日本学術会議主催学術フォーラムの開催回数を実績値とする。

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 中 目 標 3 | 科学の役割についての国民の認識の向上。    |
| 参考指標2   | 学術フォーラムの参加者数(1回当たり平均値) |

### 参考指標の選定理由

学術フォーラムは国民の関心の高いテーマを選定し、国民との双方向のコミュニケーションの充実を図る事業であることから、参加者数の平均値を分析することで、内容改善の一助とするため。

|               |                  |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|------------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 基準値<br>(基準年度) | 173.5人<br>(R5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 170人 |      |      |      |       |

### 参考指標の実績値 の把握方法

年度内に開催された、各学術フォーラム参加者数の合計を開催回数で割ることにより平均値を算出し、当該年度の実測値とする。

(1) 参考となる情報

特になし

(2) 施策に関連する主な内閣府事業(開始年度)

- ・各国アカデミーとの交流等の国際的な活動(昭和23年度)
- ・科学の役割についての普及・啓発(昭和61年度)
- ・科学者間ネットワークの構築(昭和24年度)

(3) 施策に関連する主な他省庁の事業

特になし

# 政策評価書(旧施策)

政策名／施策名:科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡

評価期間:令和元年度～令和5年度

## 旧施策の実績・実施状況

各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等を設置、開催して科学に関する重要事項の審議を行って政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府、社会に対する提言等を行うこと等により、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させている。

## 旧施策の評価結果

令和元年度から令和5年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行があった中で、提言等の審議や国際会議等をオンラインで実施するなど、日本学術会議の活動に変革が必要となったが、測定指標である学術フォーラムの参加者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)が93%(令和4年度)、地区会議公開講演会の来場者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)が98%(令和4年度)となる等、おおむね目標を達成するように施策を実施できたものである。



# 内閣府本府政策体系に掲げる 令和6年度実施施策に係る 政策評価書(1年目評価)

|                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| 政策名             | 官民人材交流                        |
| 施策名             | 国家公務員の再就職支援及び官民の人材交流の円滑な実施の支援 |
| 担当部局・<br>作成責任者名 | 官民人材交流センター<br>総務課長 野竹司郎       |
| 評価実施時期          | 令和7年8月                        |

# ロジックモデル

評価期間：令和6年度～令和10年度

## 解決すべき問題・課題

○人生100 年時代における人材活用の観点から、国家公務員が培った能力や経験を退職後に社会全体で活かしていくことは極めて有効であり、公正・透明な再就職の仕組みを構築することが必要。  
○年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため創設された早期退職募集制度を効果的に実施できるようにするための再就職支援が必要。  
○官民の人材交流が円滑に実施できるようにするため、官民の相互理解の促進等を図ることが必要。

## 施策の概要

○国家公務員の離職に際しての離職後の就職の援助として、以下の業務に取り組む。  
・求人情報・求職者情報提供事業  
・民間委託による再就職支援事業  
○官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、以下の業務に取り組む。  
・府省等及び民間企業等に対する情報提供等  
・官民人材交流に関する制度及びその運用状況に関する広報・啓発活動

### 事業の概要(アクティビティ)

求人・求職者情報提供事業

【インプット】  
情報処理業務費：  
11,901千円

民間委託による再就職支援事業

【インプット】  
応募認定退職者等再就職支援委託費：34,216千円

官民人事交流の情報提供、  
広報・啓発活動

【インプット】  
官民の人材交流の円滑な実施のための支援経費：  
2,492千円

### 活動実績(アウトプット)

企業・団体等からの求人登録の促進 ③

利用求職者登録の促進 ④

早期退職希望者の再就職支援事業の利用促進 ⑤

官民人事交流説明会等の開催 ⑧

### 中目標(アウトカム)

求人・求職者情報提供事業による再就職者の増加 ①

再就職支援事業による再就職の促進 ⑥⑦

民間企業等が官民人事交流説明会等に参加し、官民人事交流の実施を検討する。 ②

### 施策目標(インパクト)

国家公務員が培ってきた能力や経験を社会全体で活かすとともに、公務組織の活力の維持を図る。

官民の相互理解の促進、双方における人材の育成・活用、組織運営の活性化等を図る。

### 【測定指標(参考指標)】

- ① 求人・求職者情報提供事業により再就職した件数
- ② 説明会等のアンケートにおいて官民人事交流を実施又は検討したいとした法人数の割合
- ③ 当年度に情報提供した求人数
- ④ 当年度に登録があったすべての利用求職者数
- ⑤ 民間委託による再就職支援の開始人数
- ⑥ 民間委託による再就職支援の再就職者数
- ⑦ 民間委託による再就職支援の再就職決定率
- ⑧ 官民人事交流説明会等の民間企業等の参加数(法人数ベース)

※関連施策を担う内閣人事局は、官民人事交流制度の所管・基本方針の策定、人事院は、民間企業の公募等の制度運用、国会報告等を担当していることから、本ロジックモデルについては官民人材交流センター部分のみの記載としている。

※●は測定指標、○は参考指標を表す

## 評価期間中の取組

## 評価期間中の取組に対する分析

## 今後の方向性

### 【求人・求職者情報提供事業】

再就職規制を遵守した自主的な求職活動を支援する仕組みとして、国家公務員に対する企業・団体等の求人情報及び再就職を希望する国家公務員の求職者情報を収集し、相互に提供。(平成31年1月～)

【測定指標①】求人・求職者情報提供事業により再就職した件数  
86件 (基準年度: R5年度)

【参考指標③】当年度に情報提供した求人数  
1,012人 (参考年度: R5年度)

【参考指標④】当年度に登録があったすべての利用求職者数  
3,028人 (参考年度: R5年度)

測定指標①「求人・求職者情報提供事業により再就職した件数」については、ほぼ横ばいとなったものの、情報提供した求人数や利用求職者数の実績は年々上がっていることから、事業の有効性及び効率性は確保されているものと考えられる。

84件  
(R6年度実績値)

前年度以上  
(目標値)

1,166人  
(R6年度実績値)

-  
(参考値)

3,522人  
(R6年度実績値)

-  
(参考値)

地域や業界によって本事業の浸透度にはバラつきがあり、また、利用求職者の増加に伴い再就職の希望も多様化しているため、引き続き、丁寧な求人開拓活動や広報活動に尽力し、測定指標①についての目標達成に努めることとする。

### 【民間委託による再就職支援事業】

早期退職希望者の募集に応募して応募認定退職をする者を対象として、官民人材交流センターが契約した民間の再就職支援会社に再就職支援業務を委託することにより、国家公務員の離職に際しての離職後の就職の援助を実施。(平成25年10月～)

【参考指標⑤】民間委託による再就職支援の開始人数  
46.3人 (参考年度: R2～4年度)

【参考指標⑥】民間委託による再就職支援の再就職者数  
32.3人 (参考年度: R2～4年度)

【参考指標⑦】民間委託による再就職支援の再就職決定率  
69.8% (参考年度: R2～4年度)

参考指標⑤再就職支援の開始人数及び⑥再就職者数は共に参考値をやや下回っているものの、⑦再就職決定率は参考年度の値を上回っており、中目標「本事業による再就職の促進」に寄与していると考えられる。

42人 ≪A≫  
(R5年度実績値※)

-  
(参考値)

30人 ≪B≫  
(AのうちR5・6年度実績値※)

-  
(参考値)

71.4% ≪B/A≫  
(R5・6年度実績値※)

-  
(参考値)

各府省との意見交換や支援対象者へのアンケート結果をもとにした事業改善や、再就職準備セミナー等の場を活用した本事業の一層の周知に引き続き取り組む。

### 【官民人事交流の情報提供、広報啓発活動】

官民の人事交流の円滑な実施のための支援として、官民の人事交流に関する情報提供や関連する制度等に関する広報・啓発活動を実施。(平成26年度～)

【測定指標②】説明会等のアンケートにおいて官民人事交流を実施又は検討したいとした法人数の割合 92.1%(直近2年平均)

【参考指標⑧】官民人事交流説明会等の民間企業等の参加数(法人ベース) 99社 (参考年度: R5年度)

測定指標②「説明会等のアンケートにおいて官民人事交流を実施又は検討したいとした法人数の割合」については、目標を達成した。昨年度に引き続き、説明会で体験談発表を取り入れる等の取組が高い水準の実績の維持に寄与したと考えられる。

96.6%  
(R6年度実績値)

基準値以上  
(目標値)

70社  
(R6年度実績値)

-  
(参考値)

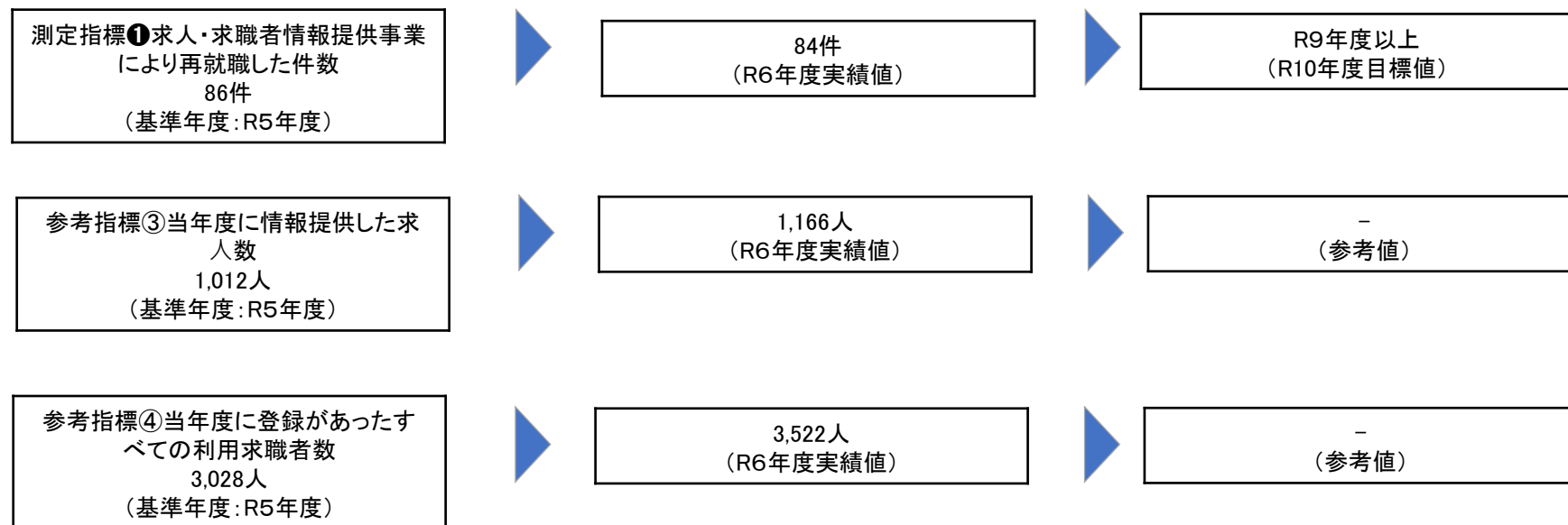
引き続き官民人事交流制度の広報・啓発活動を着実に推進し、測定指標②について引き続き目標達成に努めることとする。

注) 本事業は支援期間が二か年度にわたる場合があり、X-1年度に支援を開始したすべての者の支援が完了しそれに対する再就職者数を確定できるのがX年度であるという関係にあることから、X年度評価期間における実績値の年度を※のとおりにしている。

# 事前分析表(概要)

評価期間: 令和6年度～令和10年度

|          |                                                                                                                                                   |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策名      | 国家公務員の再就職支援及び官民の人材交流の円滑な実施の支援                                                                                                                     |
| 施策目標     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員が培ってきた能力や経験を社会全体で活かすとともに、公務組織の活力の維持を図る。</li> <li>・官民の相互理解の促進、双方における人材の育成・活用、組織運営の活性化等を図る。</li> </ul> |
| 中目標1     | 求人・求職者情報提供事業による再就職者の増加                                                                                                                            |
| 現状・課題    | 人生 100 年時代における人材活用の観点から、国家公務員が培った能力や経験を退職後に社会全体で活かしていくことは極めて有効であり、公正・透明な再就職の仕組みを構築することが必要。                                                        |
| 令和6年度の取組 | 年間を通じた活動計画を策定、求人・求職者開拓活動、情報収集を実施。6年度は、首都圏以外の地方の求人開拓にも注力するべく、エリア別の担当を試行導入した。                                                                       |



|          |                                                                                                                                                                       |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中目標2     | 再就職支援事業による再就職の促進                                                                                                                                                      |
| 現状・課題    | 年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため創設された早期退職募集制度を効果的に実施できるようにするための再就職支援が必要。                                                                                                    |
| 令和6年度の取組 | <p>民間の再就職支援会社と定期会議を毎月実施し支援対象者ごとの状況を把握。</p> <p>再就職準備セミナーの他、再就職支援に関する府省説明会及び内閣人事局・人事院主催の会議にて、本事業の説明・周知。</p> <p>本事業を実施するにあたり、主要な再就職支援会社との意見交換を通じて中高年の求人求職者に関する情報を入手。</p> |

|                                                                    |   |                                        |   |                       |
|--------------------------------------------------------------------|---|----------------------------------------|---|-----------------------|
| <p>参考指標⑤民間委託による再就職支援の開始人数</p> <p>46.3人</p> <p>(基準年度: R2～4年度)</p>   | ▶ | <p>42人 ≪A≫</p> <p>(R5年度実績値※)</p>       | ▶ | <p>-</p> <p>(参考値)</p> |
| <p>参考指標⑥民間委託による再就職支援の再就職者数</p> <p>32.3人</p> <p>(基準年度: R2～4年度)</p>  | ▶ | <p>30人 ≪B≫</p> <p>(AのうちR5・6年度実績値※)</p> | ▶ | <p>-</p> <p>(参考値)</p> |
| <p>参考指標⑦民間委託による再就職支援の再就職決定率</p> <p>69.8%</p> <p>(基準年度: R2～4年度)</p> | ▶ | <p>70.7% ≪B/A≫</p> <p>(R5・6年度実績値※)</p> | ▶ | <p>-</p> <p>(参考値)</p> |

※令和5年度又は令和5・6年度の数字を用いている理由については、政策評価書記載の注を参照されたい。

# 事前分析表(概要)

評価期間: 令和6年度～令和10年度

|          |                                                                                                                                                   |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中目標3     | 民間企業等が官民人事交流説明会等に参加し、官民人事交流の実施を検討する。                                                                                                              |
| 現状・課題    | 官民の人事交流の円滑な実施のための支援として、官民の人事交流に関する情報提供や関連する制度等に関する広報・啓発活動が必要。                                                                                     |
| 令和6年度の取組 | 民間企業向けの官民人事交流説明会を現地開催(東京)及びオンライン開催にて実施。また、在京の3経済団体に説明会への協力を依頼するとともに、個別企業への周知に際し、各府省の要望を聴取して選定した企業も対象としたほか、説明会の開催案内に加えパンフレットを同封して企業へ送付し、制度の周知を図った。 |

|                                                                       |   |                    |   |                     |
|-----------------------------------------------------------------------|---|--------------------|---|---------------------|
| 測定指標②説明会等のアンケートにおいて官民人事交流を実施又は検討したとした法人数の割合<br>92.1%<br>(基準年度:直近2年平均) | ▶ | 96.6%<br>(R6年度実績値) | ▶ | 基準値以上<br>(R10年度目標値) |
| 参考指標⑧官民人事交流説明会等の民間企業等の参加数(法人数ベース)<br>99社<br>(基準年度:R5年度)               | ▶ | 70社<br>(R6年度実績値)   | ▶ | -<br>(参考値)          |

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 中 目 標 1 | 求人・求職者情報提供事業による再就職者の増加 |
| 測定指標①   | 求人・求職者情報提供事業により再就職した件数 |

### 測定指標の選定理由

本事業は、国家公務員の離職に際しての離職後の就職の援助を目的として、再就職規制を遵守した自主的な求職活動を支援するものであるため、本事業による再就職件数を測定指標とする。

|               |                |              | R6年度      | R7年度      | R8年度      | R9年度      | R10年度     |
|---------------|----------------|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 目標値<br>(目標年度) | 前年度<br>以上      | 年度ごとの<br>目標値 | 前年度<br>以上 | 前年度<br>以上 | 前年度<br>以上 | 前年度<br>以上 | 前年度<br>以上 |
| 基準値<br>(基準年度) | 86件<br>(令和5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 84件       |           |           |           |           |

### 目標(値・年度)の設定根拠・ 実績値の把握方法

設定の根拠: 前年度の実績の増減、労働市場の動向、求職者の登録状況等を勘案して決定する。

把握方法: 求人・求職者情報提供事業による再就職件数を集計

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 中 目 標 1 | 求人・求職者情報提供事業による再就職者の増加 |
| 参考指標③   | 当年度に情報提供した求人数          |

### 参考指標の選定理由

アウトプットである「情報提供した求人数」は、当センターで行う求人開拓、求人登録処理等の活動を示すものとして参考指標とする。

本事業において、登録を終えた求人数が多いほど、再就職件数（アウトカム）が向上するものと考えている。

|               |                   |              | R6年度   | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|-------------------|--------------|--------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 1,012人<br>(令和5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 1,166人 |      |      |      |       |

### 参考指標の 実績値の把握方法

情報提供した求人数を集計

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 中 目 標 1 | 求人・求職者情報提供事業による再就職者の増加 |
| 参考指標④   | 当年度に登録があったすべての利用求職者数   |

### 参考指標の選定理由

アウトプットである「利用求職者数」は、当センターで行う求職者への周知、利用登録処理等の活動を示すものとして参考指標とする。

本事業において、登録を終えた利用求職者数が多いほど、再就職件数（アウトカム）が向上するものと考えている。

|               |                   |              | R6年度   | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|-------------------|--------------|--------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 3,028人<br>(令和5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 3,522人 |      |      |      |       |

### 参考指標の 実績値の把握方法

利用求職者数を集計

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 中 目 標 2 | 再就職支援事業による再就職の促進  |
| 参考指標⑤   | 民間委託による再就職支援の開始人数 |

### 参考指標の選定理由

本事業は、早期退職募集制度の効果的な実施のために設けられているものであり、年齢別構成の適正化を通じた公務組織の活力の維持に資するよう、アウトプットである「開始人数」が一定数あることを参考指標とする。

|               |                        |              | R6年度                | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|------------------------|--------------|---------------------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 46.3人<br>(令和2～4<br>年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 42人<br>(令和5年度<br>※) |      |      |      |       |

※令和5年度の数字を用いている理由については、政策評価書記載の注を参照されたい。

### 参考指標の 実績値の把握方法

再就職支援開始人数を集計

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 中 目 標 2 | 再就職支援事業による再就職の促進   |
| 参考指標⑥   | 民間委託による再就職支援の再就職者数 |

### 参考指標の選定理由

本事業による「再就職者数」が一定数あることにより、アウトカムである「本事業による再就職の促進」につながることから、これを参考指標とする。

|               |                        |              | R6年度                  | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|------------------------|--------------|-----------------------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 32.3人<br>(令和2～4<br>年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 30人<br>(令和5・6年<br>度※) |      |      |      |       |

※令和5・6年度の数字を用いている理由については、政策評価書記載の注を参照されたい。

### 参考指標の 実績値の把握方法

再就職者数を集計

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 中 目 標 2 | 再就職支援事業による再就職の促進    |
| 参考指標⑦   | 民間委託による再就職支援の再就職決定率 |

### 参考指標の選定理由

本事業による「再就職決定率」が一定数あることにより、アウトカムである「本事業による再就職の促進」につながることから、これを参考指標とする。

|               |                        |               | R6年度                    | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|------------------------|---------------|-------------------------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 69.8%<br>(令和2～4<br>年度) | 年度ごとの<br>実績値※ | 71.3%<br>(令和5・6年<br>度※) |      |      |      |       |

※令和5・6年度の数字を用いている理由については、政策評価書記載の注を参照されたい。

### 参考指標の 実績値の把握方法

参考指標⑤及び参考指標⑥により算出

|         |                                         |
|---------|-----------------------------------------|
| 中 目 標 3 | 民間企業等が官民人事交流説明会等に参加し、官民人事交流の実施を検討する。    |
| 測定指標②   | 説明会等のアンケートにおいて官民人事交流を実施又は検討したいとした法人数の割合 |

### 測定指標の選定理由

本事業は、官民の人材交流の円滑な実施を支援するものであり、その効果を測るものとして、説明会等の出席者に対して行ったアンケート結果より、交流の実施に前向きな回答があった割合を測定指標とする。

|               |                   |              | R6年度      | R7年度      | R8年度      | R9年度      | R10年度     |
|---------------|-------------------|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 目標値<br>(目標年度) | 基準値<br>以上         | 年度ごとの<br>目標値 | 基準値<br>以上 | 基準値<br>以上 | 基準値<br>以上 | 基準値<br>以上 | 基準値<br>以上 |
| 基準値<br>(基準年度) | 92.1%<br>(直近2年平均) | 年度ごとの<br>実績値 | 96.6%     |           |           |           |           |

### 目標(値・年度)の設定根拠・ 実績値の把握方法

設定の根拠: 実地開催とオンライン開催を併用した過去2年間の実績値平均を目標値と設定する。

把握方法: 毎年度の説明会等のアンケート結果を集計

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| 中 目 標 3 | 民間企業等が官民人事交流説明会等に参加し、官民人事交流の実施を検討する。 |
| 参考指標⑧   | 官民人事交流説明会等の民間企業等の参加数(法人数ベース)         |

### 参考指標の選定理由

アウトカム指標の基になるアンケートの回答主体数である「民間企業等の参加数」を参考指標とする。

|               |                |              | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|---------------|----------------|--------------|------|------|------|------|-------|
| 参考値<br>(参考年度) | 99社<br>(令和5年度) | 年度ごとの<br>実績値 | 70社  |      |      |      |       |

### 参考指標の 実績値の把握方法

毎年度の説明会等(オンラインを含む)への参加年度ごとの法人数を集計

(1) 参考となる情報

- ・国家公務員法(昭和22年法律第120号)第18条の5、第18条の6、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第65条の10
- ・官民人材交流センターの一層の活用について(平成30年8月3日国家公務員制度担当大臣閣議発言)、国家公務員の雇用と年金の接続について(平成25年3月26日閣議決定)、採用昇任等基本方針(平成26年6月24日閣議決定)
- ・官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針(平成26年6月24日内閣総理大臣決定)

(2) 施策に関連する主な内閣府事業(開始年度)

特になし

(3) 施策に関連する主な他省庁の事業

特になし

# 政策評価書(旧施策)

## 政策名／施策名：民間人材登用等の推進

## 評価期間：令和元年度～令和5年度

### 旧施策の実績・実施状況

#### 測定指標1：求人・求職者情報提供事業により再就職した件数

基準値：59件（基準年度：令和3年度）

|     | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値 | 20件   | 48件   | 59件   | 65件   | 86件   |

#### 測定指標2：民間委託による再就職決定率（再就職者数/支援人数）

基準値：77.5%（基準年度：令和元年度・2年度の平均）

|     | 令和元年度 | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|
| 実績値 | 85.7% | 69.39% | 69.39% | 70.73% | 71.43% |

#### 測定指標3：説明会アンケートにおいて、官民人事交流を実施又は検討したとした出席者の割合

基準値：86.7%（基準年度：令和元年度・3年度の平均）

|     | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値 | 92.7% | 82.9% | 80.6% | 87.7% | 98.3% |

### 旧施策の評価結果

測定指標1については、令和5年度の目標値（80件）を達成した。当該指標は、令和4年度の実績（65件）及び国家公務員の定年引上げによる本事業への影響が不透明であることを踏まえ目標として設定したもので、評価期間中、前年実績を年々上回っていることから、事業は順調に進捗しており、また、事業の有効性及び効率性の確保に寄与したと考えられる。

測定指標2については、令和5年度の目標値（85%）を下回った。当該指標は、平成29年度の実績値（81.7%）より高い値である85.0%を目標として設定したものの。要因としては、応募者層の変化や新型コロナウイルス感染症等の影響によるものと考えられるが、令和2年度から令和5年度にかけて約7割の水準を維持したことから、評価期間中、一定の再就職支援事業による再就職の促進に寄与したと考えられる。

測定指標3については、令和5年度の目標値（基準値以上）を達成した。当該指標は、過去2年間の実績値平均を目標値とし、基準値を実地開催の令和元年度とオンライン開催の令和3年度の平均として設定したものの。令和2・3年度は基準値を下回っているが、要因として当該年度はオンライン開催のみであり、実地開催時に実施している各府省と民間企業の人事担当者との意見交換が行われないなど、実地開催時の全ての内容を含むものではないため、実地開催のみの年よりは割合が低下していると考えられる。令和4年度より実地開催を再開（オンライン開催併用）し、高水準の割合を維持したことから、評価期間中、一定の官民人事交流制度等の周知及び官民の相互理解の促進等に寄与したと考えられる。